

青森県大気汚染緊急時対策要綱

運 用 マ ニ ュ ア ル

令和5年12月

青森県環境生活部環境保全課

目 次

1. 趣 旨.....	1
2. 平常時の体制.....	1
3. 注意報等発令の判断.....	2
(1) 監視体制.....	2
(2) 注意報等発令・解除に係る基準.....	3
(3) 測定局配置及び注意報等発令対象地域.....	3
(4) 注意報等発令・解除に係る流れ.....	7
4. 連絡系統図.....	9
5. 注意報等発令に係る関係機関の対応.....	11
(1) 県環境保全課.....	11
(2) 県民生活文化課.....	13
(3) 地域県民局環境管理部.....	13
(4) 環境保健センター.....	15
(5) 教育委員会関係.....	16
(6) 私立学校関係.....	20
(7) 健康福祉部関係.....	21
(8) 県公安委員会（警察本部交通規制課）.....	22
(9) 青森地方気象台.....	23
(10) 市町村（環境保全担当課等）.....	23
6. 住民に対する広報例（オキシダント用）.....	24
7. 住民等からの問合せに対する回答例（オキシダント用）.....	26
資 料 編.....	28
I 関係様式記載要領等.....	29
II 関係法令.....	37

1. 趣 旨

本マニュアルは、大気汚染防止法（昭和43年6月10日法律第97号）第23条第1項及び第2項に規定する大気の汚染に係る緊急時の事態が発生した場合に講ずべき措置等を定めた青森県大気汚染緊急時対策要綱及び青森県大気汚染緊急時対策実施要領について、平常時において行うべき事項、緊急時における対応が迅速かつ的確に行われるよう必要な事項についてとりまとめたものである。

2. 平常時の体制

緊急時の事態が発生した場合に備え、平常時において次の事項を実施するものとする。

(1) 大気汚染及び気象状況の情報交換

県環境保全課及び青森地方気象台は、大気汚染に関する情報等を相互に交換するものとする。

(2) 県民への周知

県環境保全課は、県のホームページその他の手段を用いて、県民に対しオキシダント等に係る知識の普及・啓発に努める。

また、市町村は、広報紙その他の手段を用いて、地域住民に対しオキシダント等に係る知識の普及・啓発に努める。

(3) 通報訓練の実施

年1回、関係機関を対象に注意報等の発令・解除に係る通報訓練を実施する。

訓練に当たり、県環境保全課は実施時期、内容等について関係機関とあらかじめ調整の上、実施するものとする。

(4) 関係機関連絡先の整備・更新

県環境保全課及び地域県民局環境管理部は、毎年度当初、関係機関の連絡先及び担当者の確認を行い、連絡系統図等の更新を行う。

なお、関係機関において、年度の途中で担当者が変更となった場合には、遅滞なくその旨を県環境保全課（市町村にあつては所管の地域県民局環境管理部）に連絡するものとする。

(5) マニュアルの見直し

本マニュアルについては、随時見直しを行うものとする。

3. 注意報等発令の判断

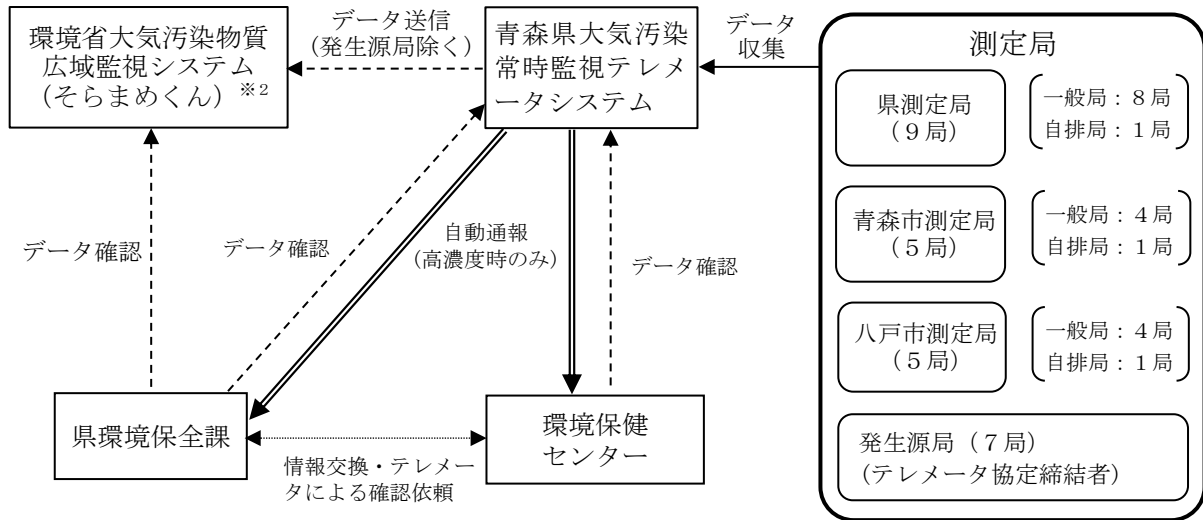
(1) 監視体制

① 平日

平日、環境保健センターは、青森県大気汚染常時監視テレメータシステムにより随時測定値の確認を行う。また、必要に応じて県環境保全課においても青森県大気汚染常時監視テレメータシステム及び環境省大気汚染物質広域監視システム（通称「そらまめくん」）により確認を行う。

② 休日等^{※1}

休日等、県環境保全課は、随時環境省大気汚染物質広域監視システム（通称「そらまめくん」）により測定値の確認を行い、青森県大気汚染常時監視テレメータシステムから、高濃度発生時の自動通報（担当者宛の携帯メール）を受けた場合は、環境保健センターと連絡調整の上、必要に応じ青森県大気汚染常時監視テレメータシステムにより確認を行う。



※一般局：一般環境大気測定局
自排局：自動車排ガス測定局

※1 「休日等」には、平日の勤務時間外を含む。
※2 「そらまめくん」のデータ更新は2時間程度遅れる。

(2) 注意報等発令・解除に係る基準

① 発令基準

対象地域内の1測定局以上で次のいずれかの大気汚染の状態になった場合であって、かつ気象条件からみて大気汚染の状態が継続すると認められるときに注意報等を発令する。
(濃度は1時間値)

大気汚染物質	注 意 報	警 報
硫 黄 酸 化 物	1) 0.2 ppm 以上の状態が3時間継続 2) 0.3 ppm 以上の状態が2時間継続 3) 0.5 ppm 以上 4) 48 時間平均値が 0.15 ppm 以上	1) 0.5 ppm 以上の状態が3時間継続 2) 0.7 ppm 以上の状態が2時間継続
浮遊粒子状物質	2.0 mg/m ³ 以上の状態が2時間継続	3.0 mg/m ³ 以上の状態が3時間継続
一 酸 化 炭 素	30 ppm 以上	50 ppm 以上
二 酸 化 窒 素	0.5 ppm 以上	1 ppm 以上
オキシダント	0.12 ppm 以上	0.4 ppm 以上

② 解除基準

対象地域内の全測定局で①の表に示す状態が収束し、かつ、発令基準に該当するおそれなくなったと認められる場合には、発令していた警報又は注意報を解除する。また、警報を解除した場合で、注意報発令基準を上回る状態が継続している場合には、警報から注意報に発令を変更するものとする。

(3) 測定局配置及び注意報等発令対象地域

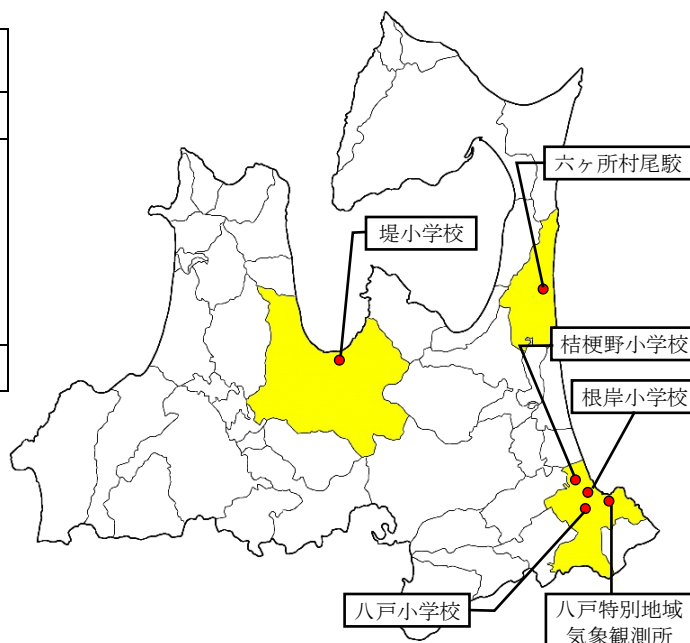
各測定項目における測定局の配置図は次のとおりである。

注意報等発令対象地域は、硫黄酸化物、浮遊粒子状物質、一酸化炭素及び二酸化窒素については測定局の所在する市町村とし、オキシダントについては、広域的な汚染が想定されることから、測定局の所在する市町村及びその周辺地域とする。

なお、周辺の測定局における測定値、気象条件等を勘案し、必要に応じて発令地域を拡大又は縮小することとする。

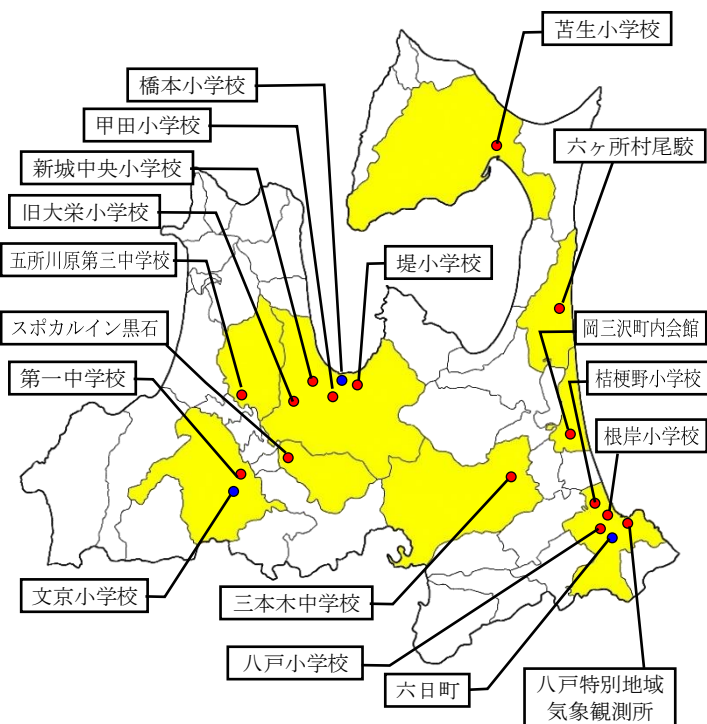
① 硫黄酸化物

測定局の名称		発令対象地域
青森市	堤小学校	青森市
八戸市	八戸小学校	八戸市
	根岸小学校	
	桔梗野小学校	
	八戸特別地域気象観測所	
六ヶ所村	六ヶ所村尾駈	六ヶ所村



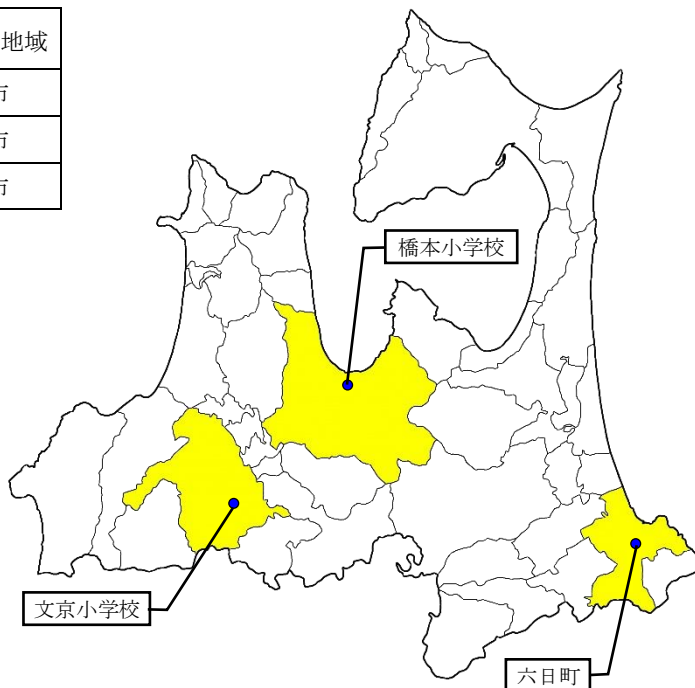
② 浮遊粒子状物質

測定局の名称		発令対象地域
青森市	堤小学校	青森市
	甲田小学校	
	新城中央小学校	
	橋本小学校	
	旧大栄小学校	
弘前市	第一中学校	弘前市
	文京小学校	
八戸市	八戸小学校	八戸市
	根岸小学校	
	桔梗野小学校	
	八戸特別地域 気象観測所	
	六日町	
黒石市	スポカルイン黒石	黒石市
五所川原市	五所川原第三中学校	五所川原市
十和田市	三本木中学校	十和田市
三沢市	岡三沢町内会館	三沢市
むつ市	苦生小学校	むつ市
六ヶ所村	六ヶ所村尾駁	六ヶ所村



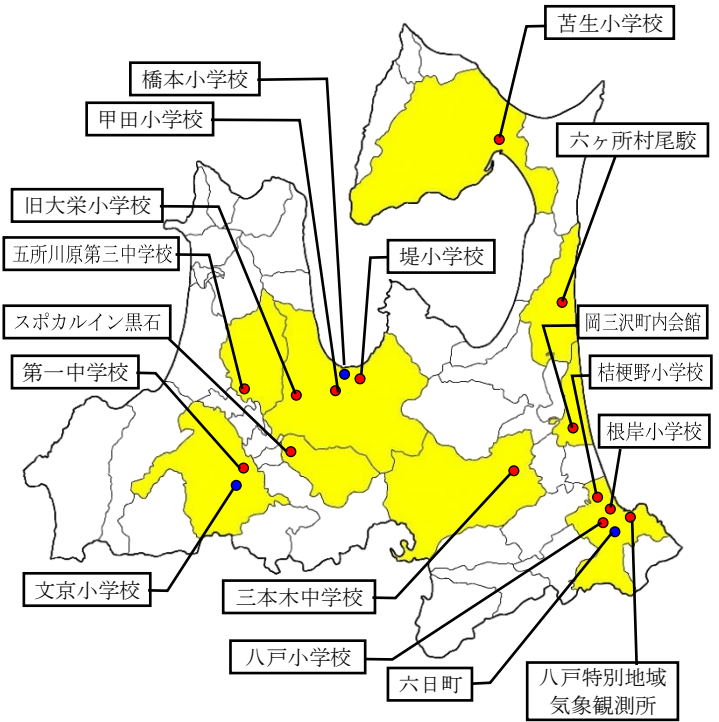
③ 一酸化炭素

測定局の名称		発令対象地域
青森市	橋本小学校	青森市
弘前市	文京小学校	弘前市
八戸市	六日町	八戸市

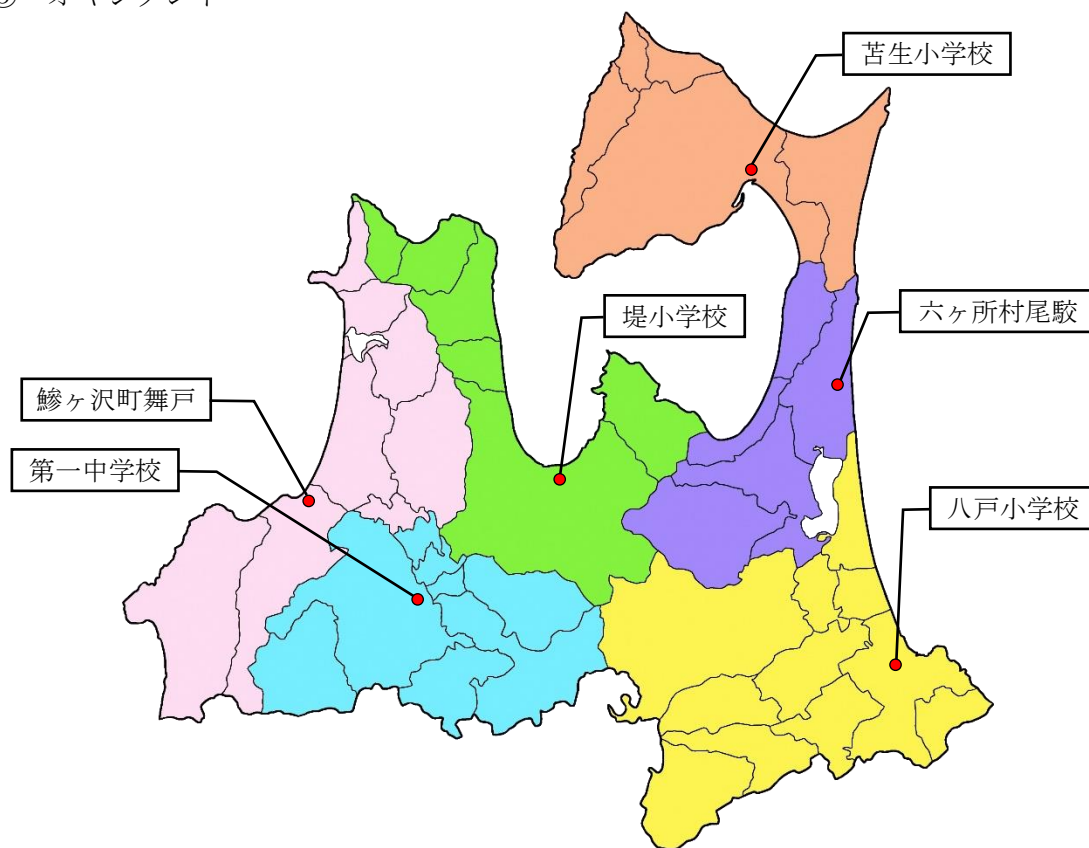


④ 二酸化窒素

測定局の名称		発令対象地域
青森市	堤小学校	青森市
	甲田小学校	
	橋本小学校	
	旧大栄小学校	
弘前市	第一中学校	弘前市
	文京小学校	
八戸市	八戸小学校	八戸市
	根岸小学校	
	桔梗野小学校	
	八戸特別地域 気象観測所	
	六日町	
黒石市	スポカルイン黒石	黒石市
五所川原市	五所川原第三中学校	五所川原市
十和田市	三本木中学校	十和田市
三沢市	岡三沢町内会館	三沢市
むつ市	苦生小学校	むつ市
六ヶ所村	六ヶ所村尾駈	六ヶ所村



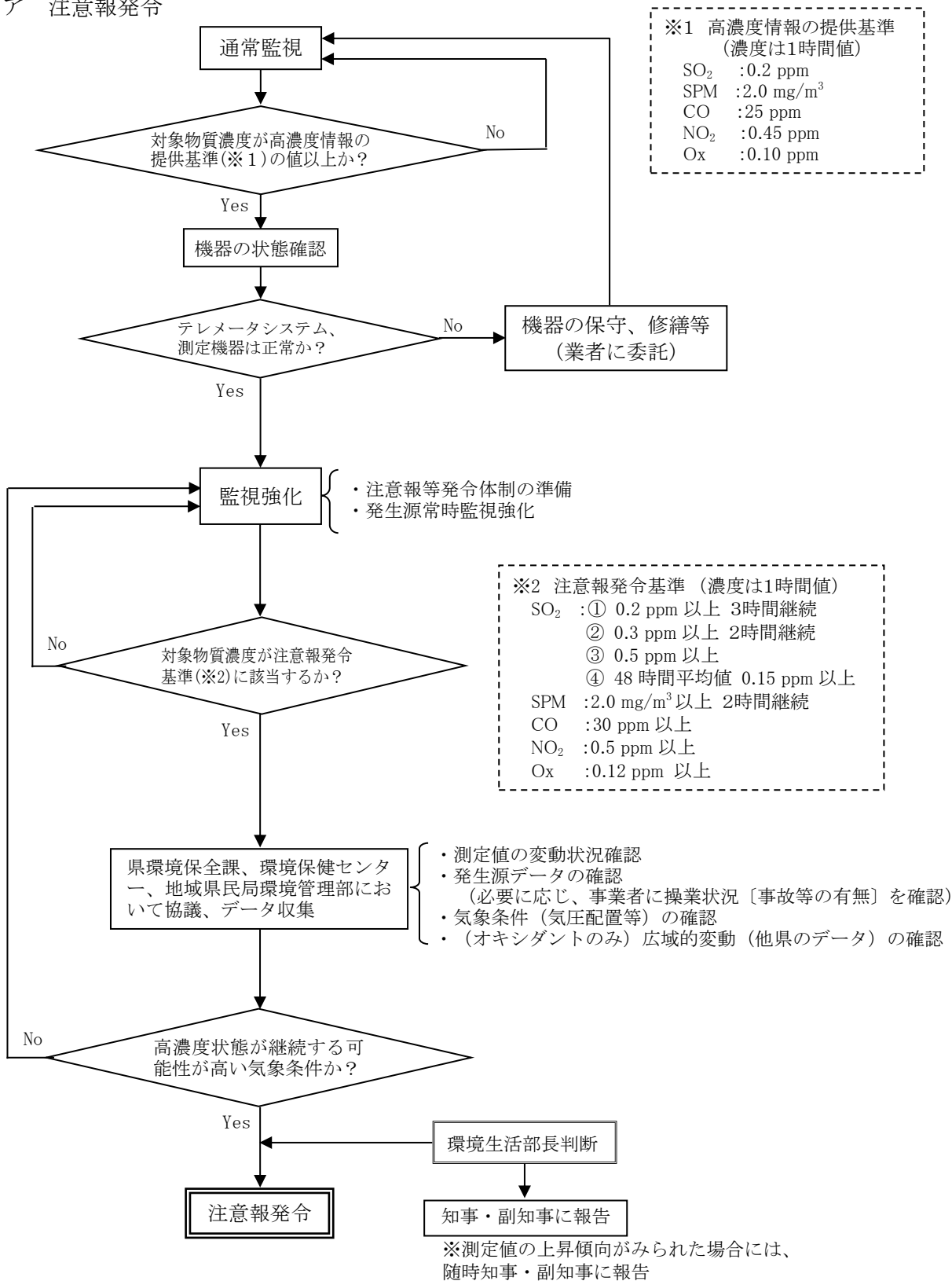
⑤ オキシダント



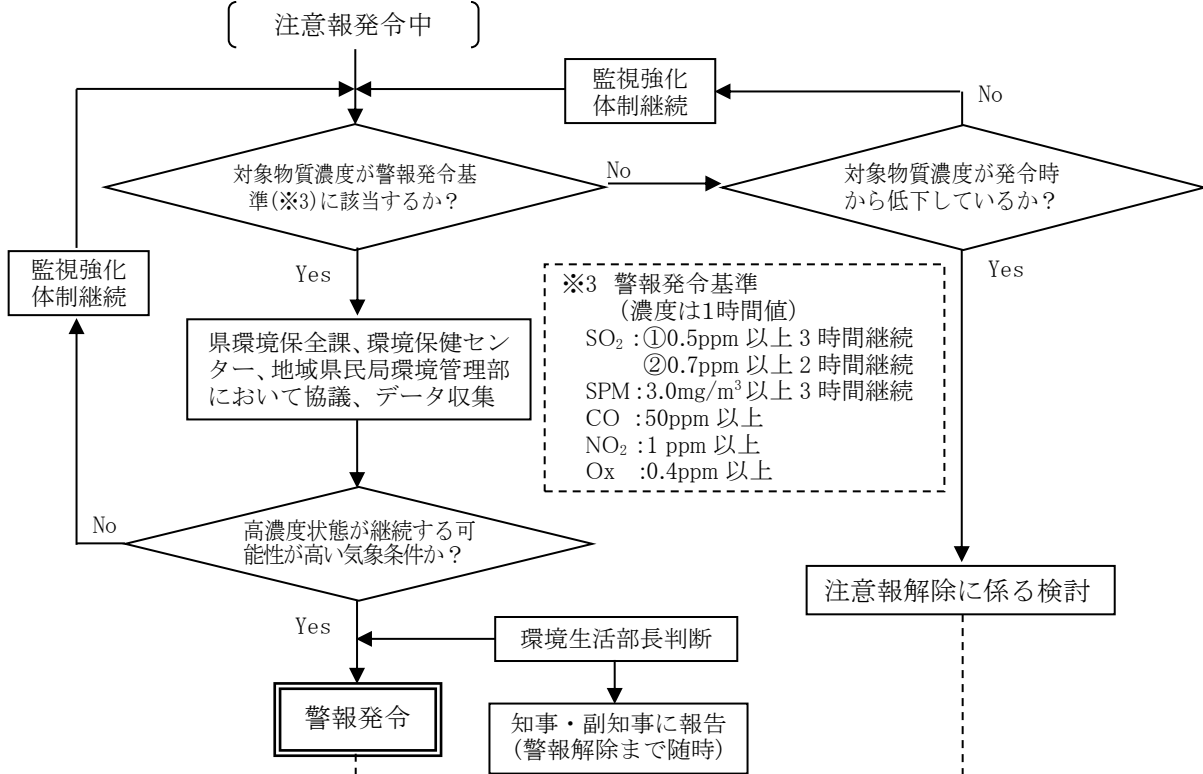
測定局の名称		発令対象地域
青森市	堤小学校	青森市 東津軽郡（平内町、今別町、蓬田村、外ヶ浜町）
弘前市	第一中学校	弘前市、黒石市、平川市 中津軽郡（西目屋村） 南津軽郡（藤崎町、大鰐町、田舎館村） 北津軽郡（板柳町）
八戸市	八戸小学校	八戸市、十和田市、三沢市 上北郡（六戸町、おいらせ町） 三戸郡（三戸町、五戸町、田子町、南部町、階上町、新郷村）
むつ市	苫生小学校	むつ市 下北郡（大間町、東通村、風間浦村、佐井村）
六ヶ所村	六ヶ所村尾駁	上北郡（野辺地町、七戸町、横浜町、東北町、六ヶ所村）
鱒ヶ沢町	鱒ヶ沢町舞戸	五所川原市、つがる市 西津軽郡（鱒ヶ沢町、深浦町） 北津軽郡（鶴田町、中泊町）

(4) 注意報等発令・解除に係る流れ

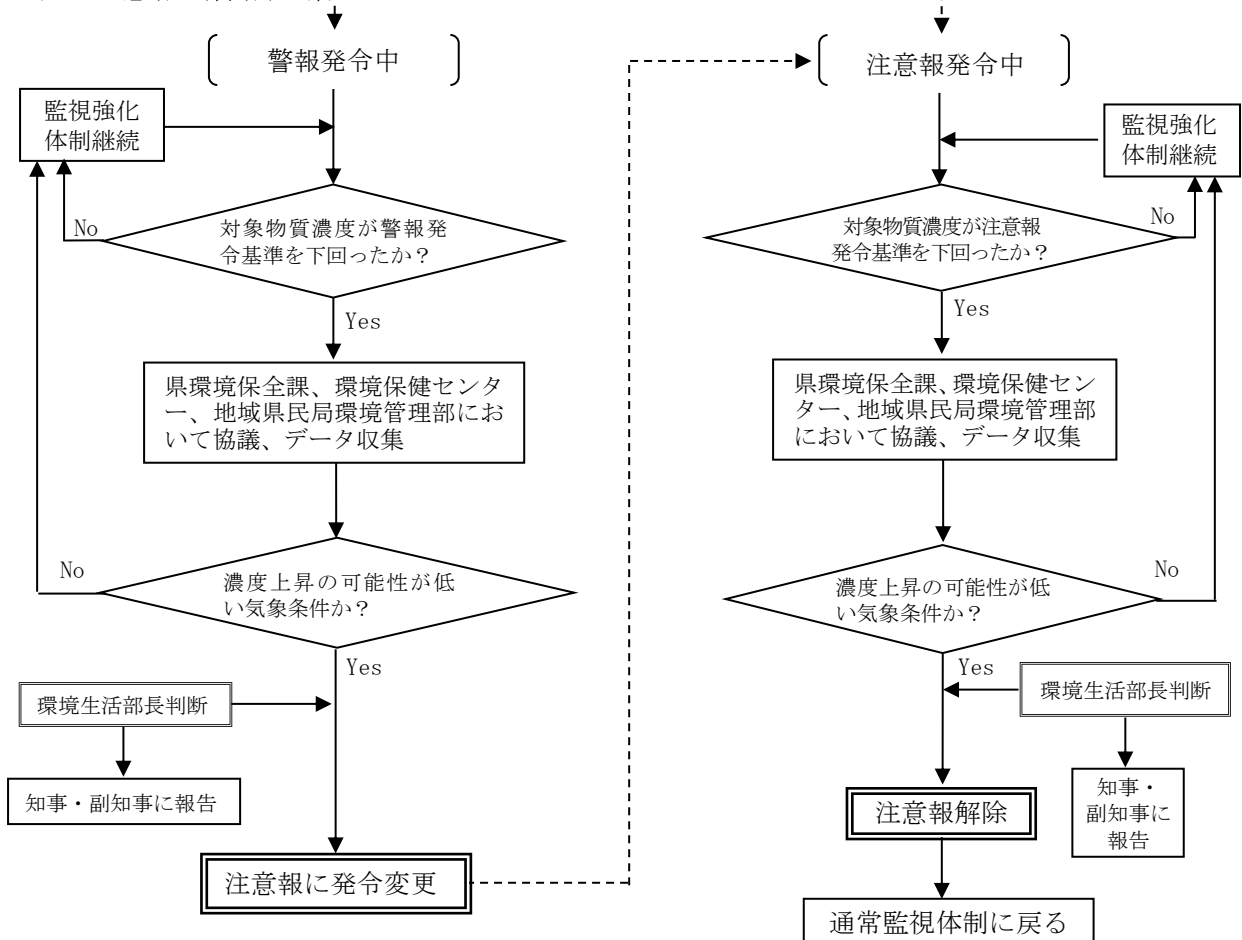
ア 注意報発令



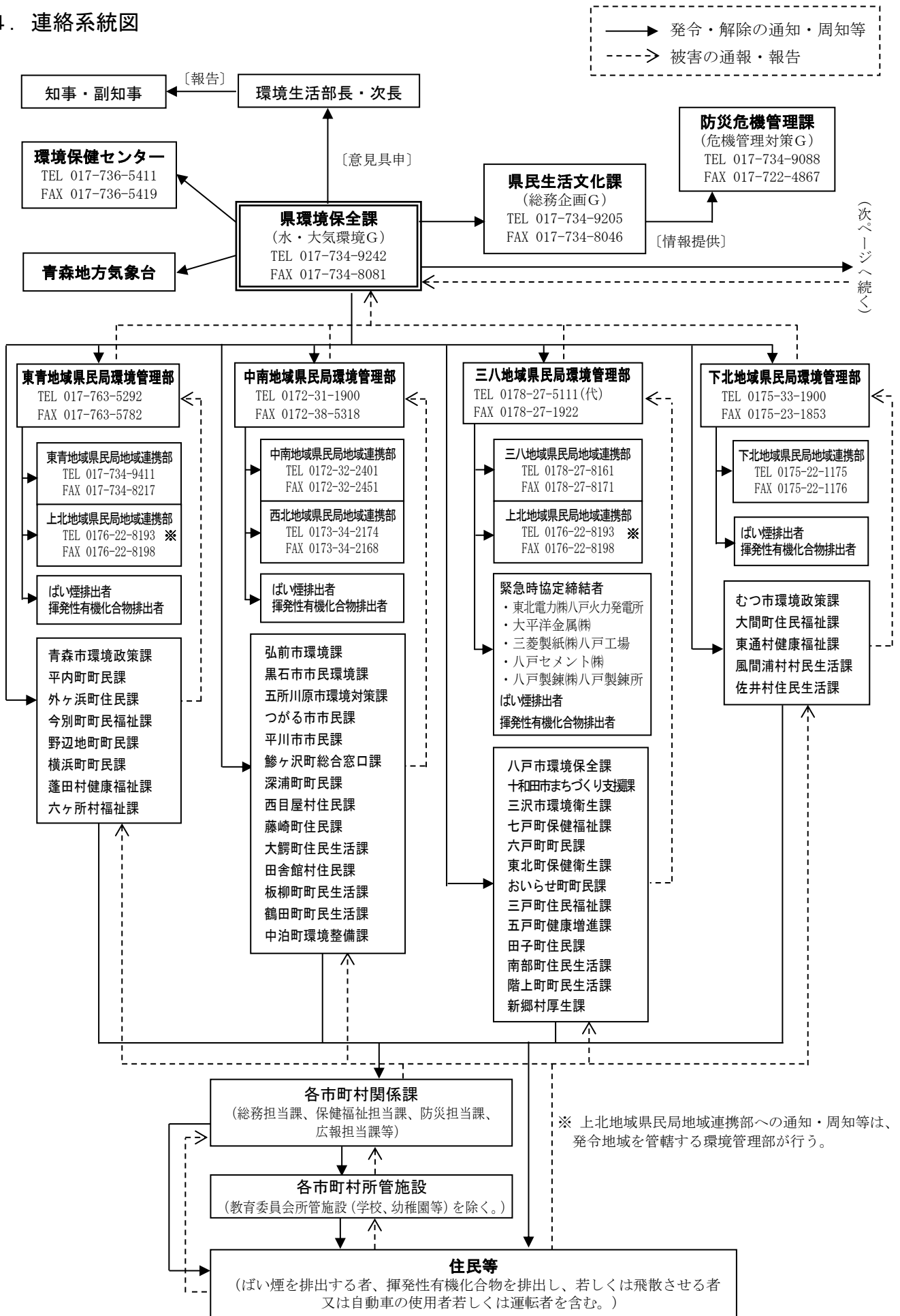
イ 警報発令

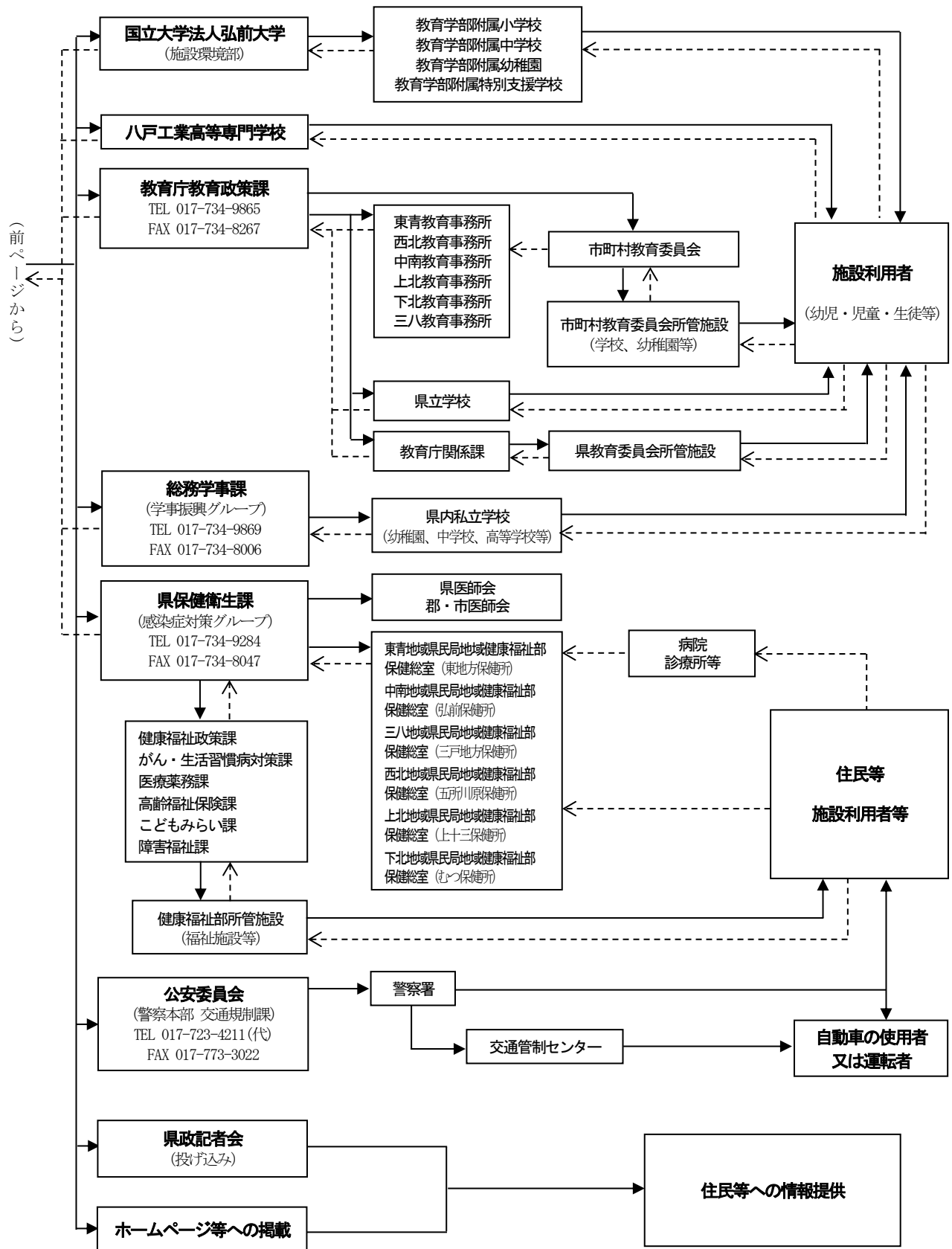


ウ 注意報(警報)解除



4. 連絡系統図

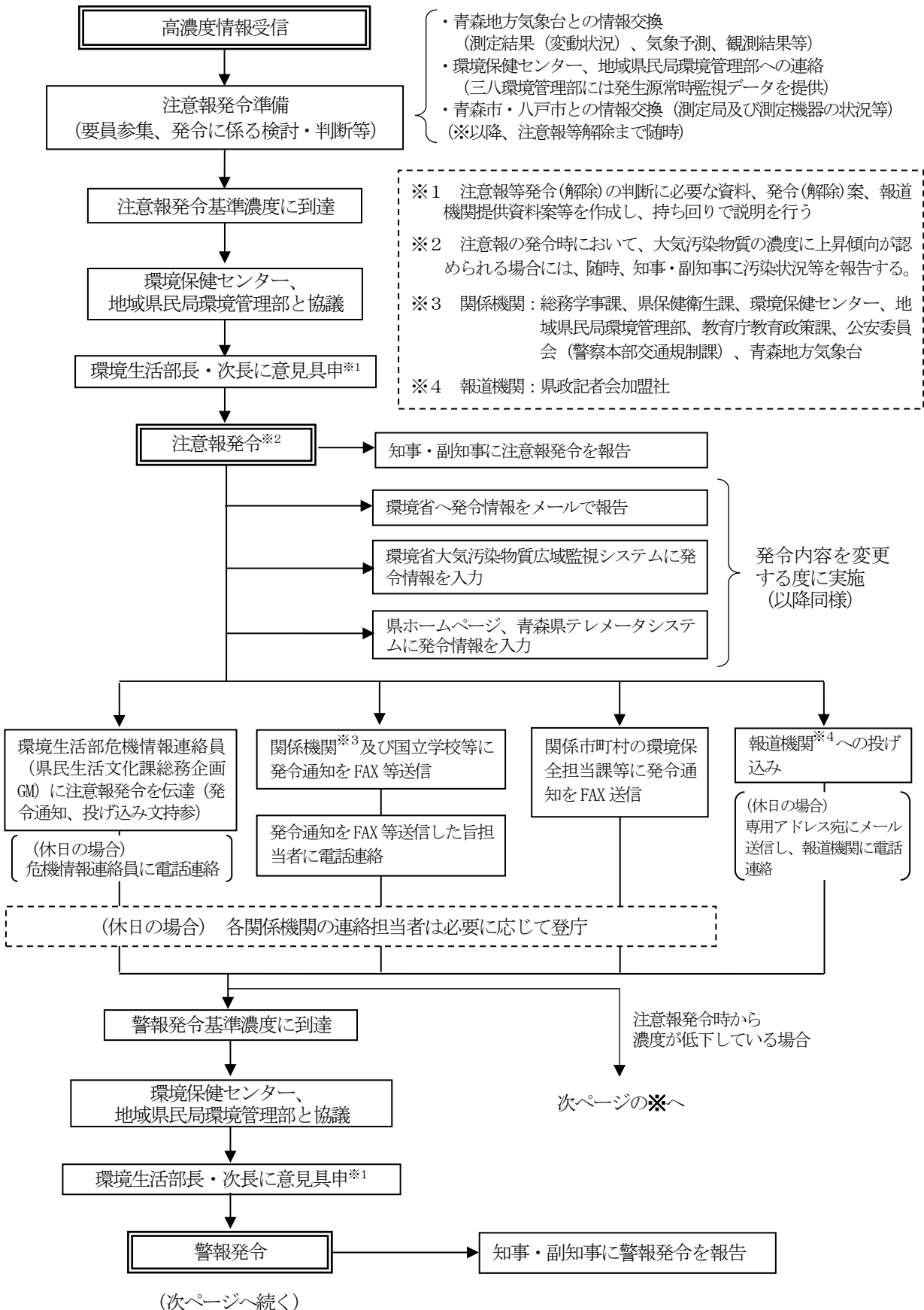




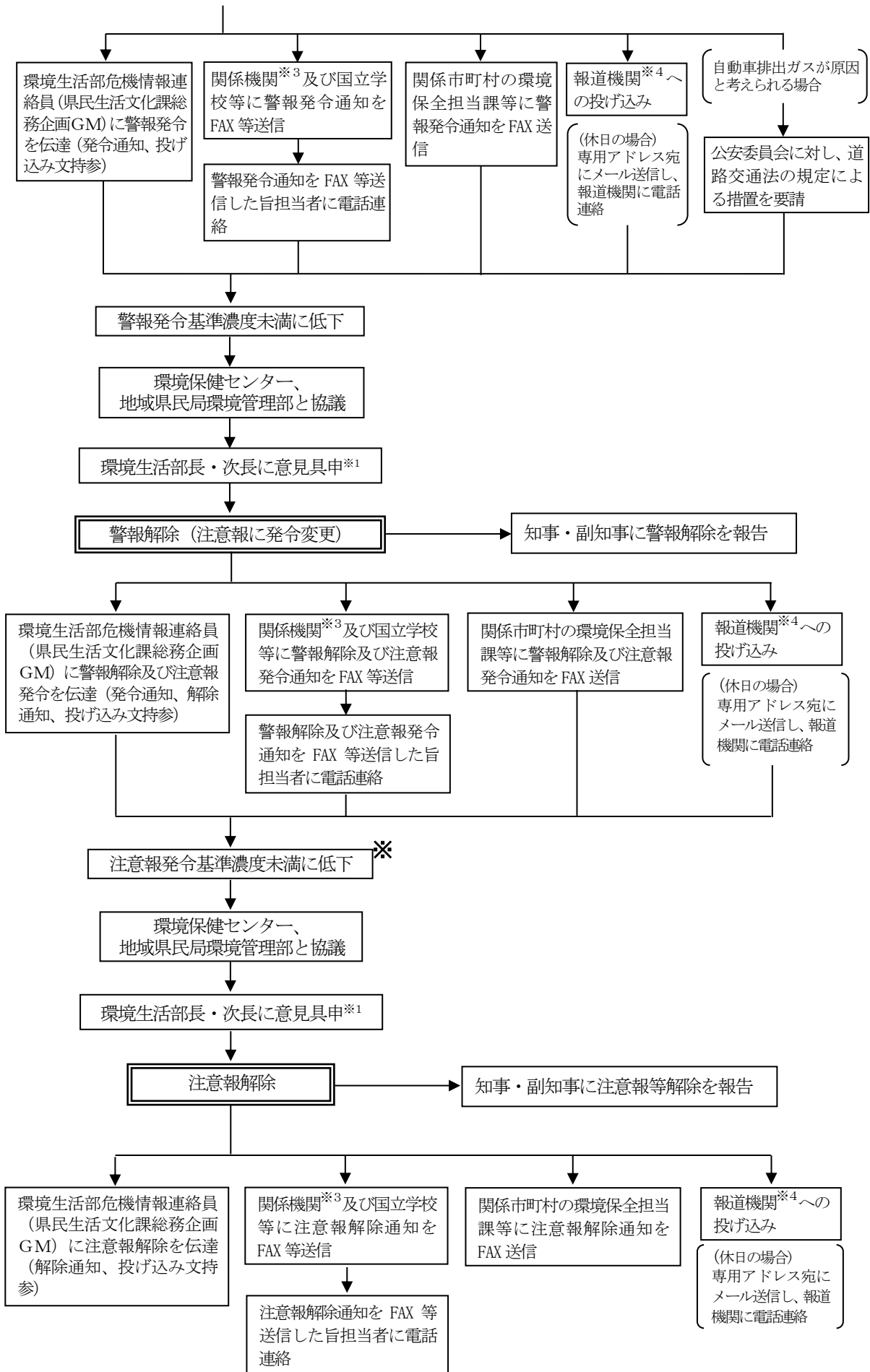
5. 注意報等発令に係る関係機関の対応

(1) 県環境保全課

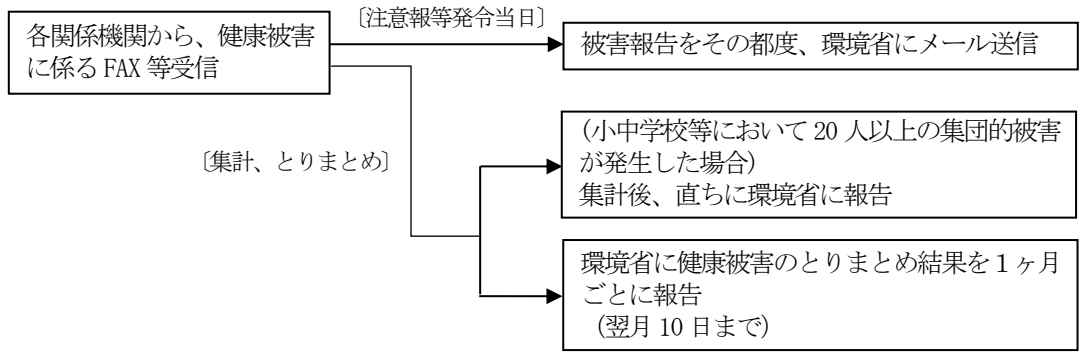
① 関係機関との連絡調整



(前ページから)

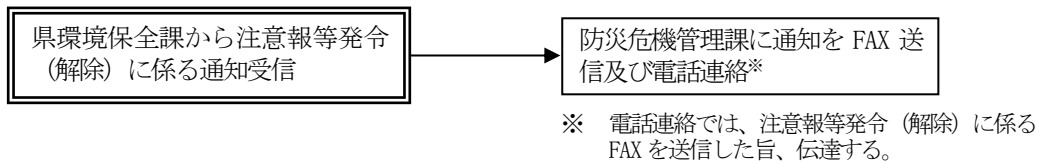


② 健康被害のとりまとめ



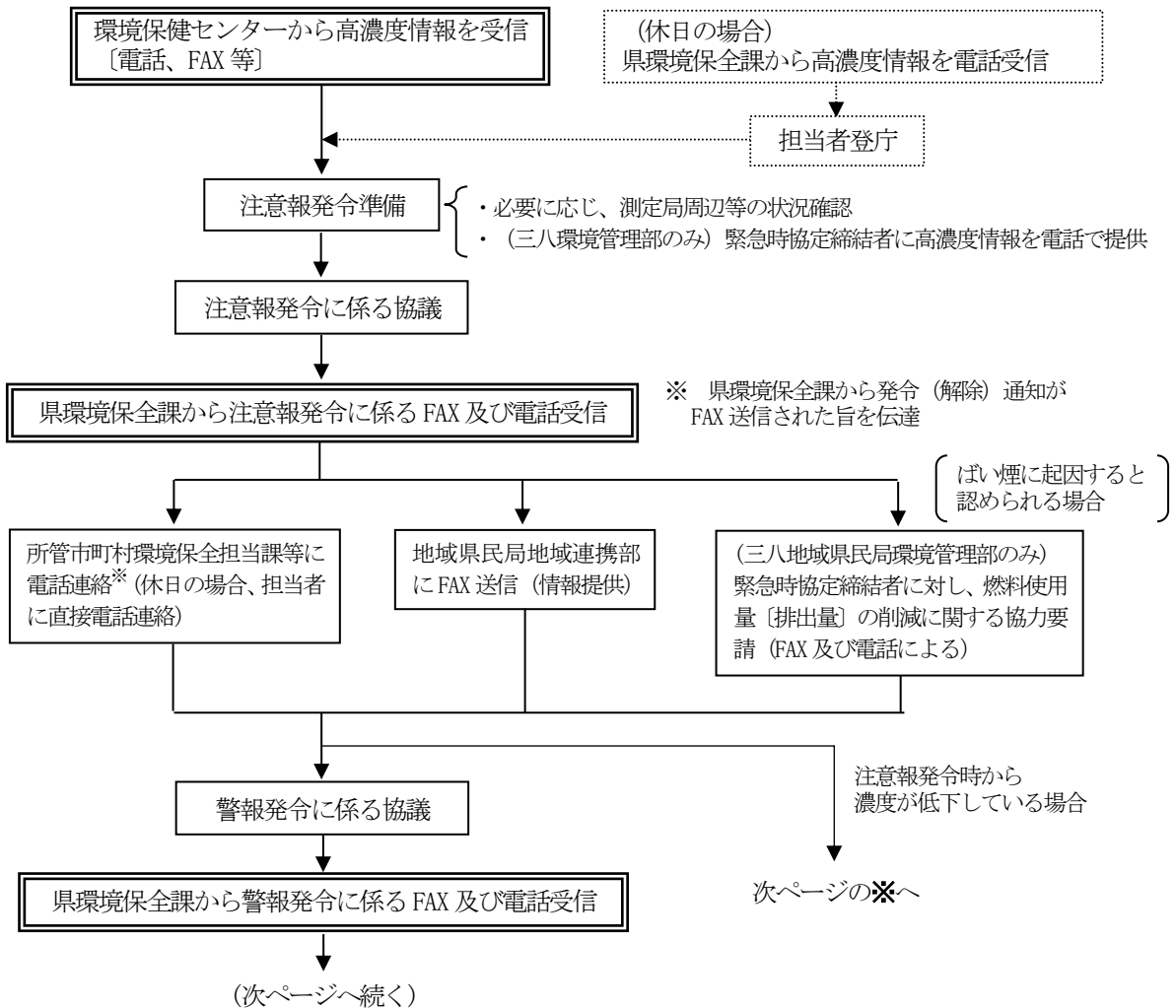
(2) 県民生活文化課

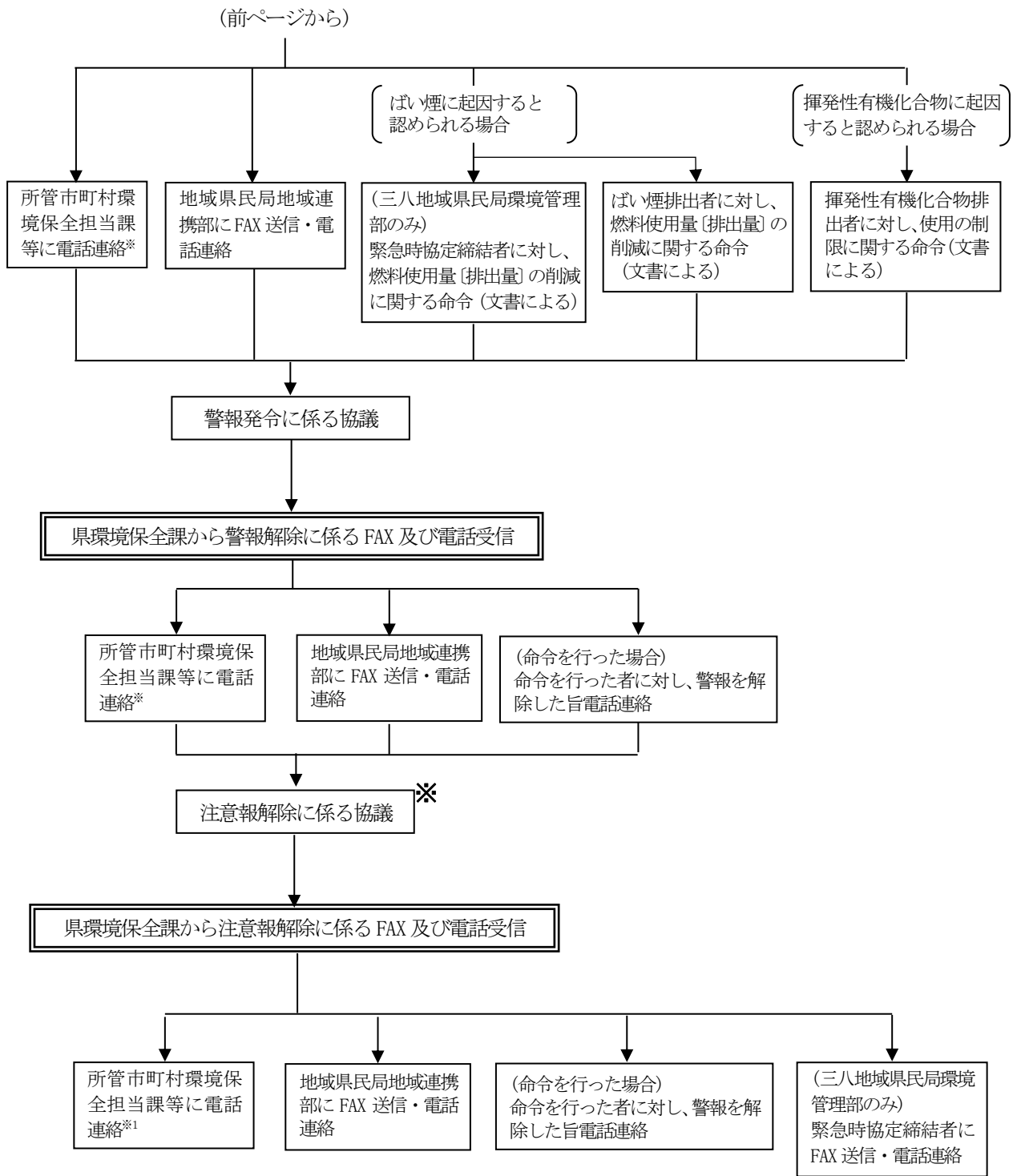
① 関係者等との連絡調整



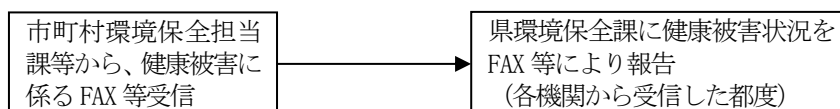
(3) 地域県民局環境管理部

① 関係機関との連絡調整



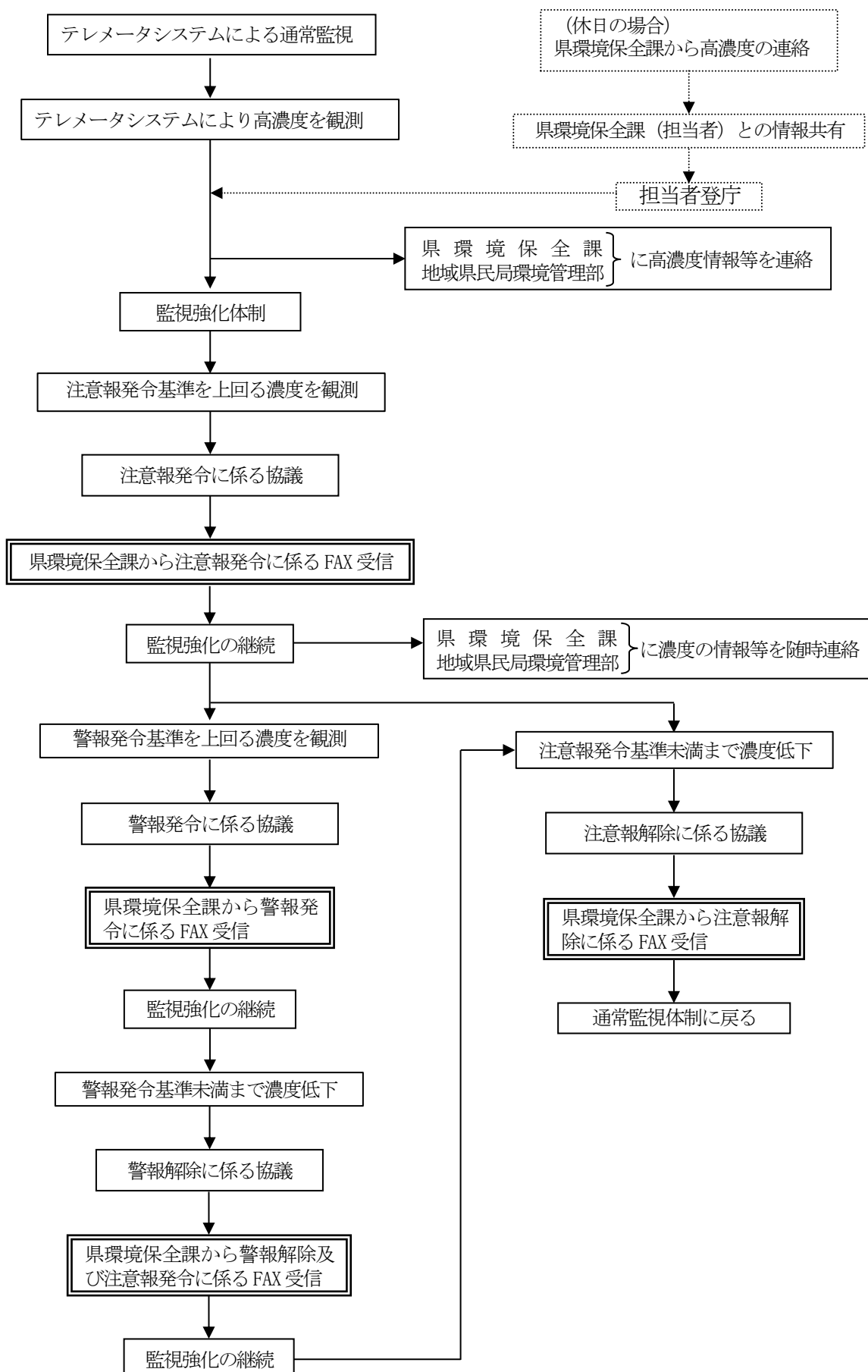


② 住民等の健康被害発生の把握、報告



(4) 環境保健センター

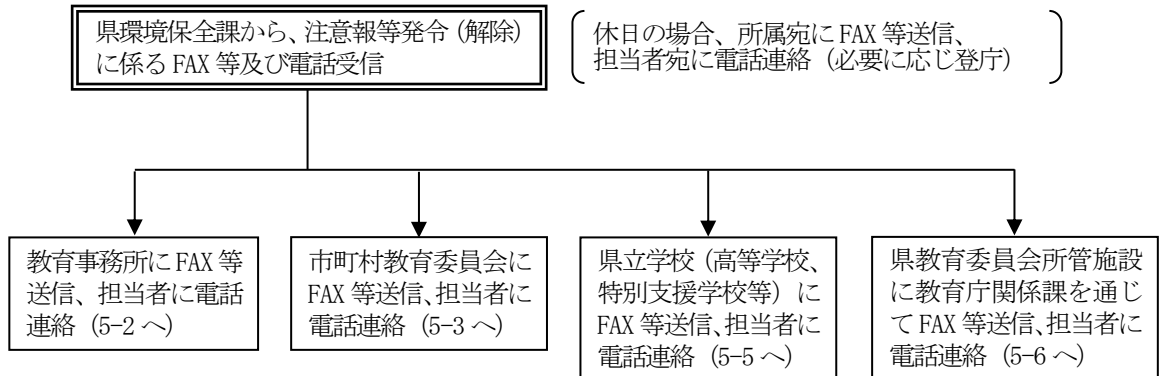
① 監視、関係機関との連絡調整



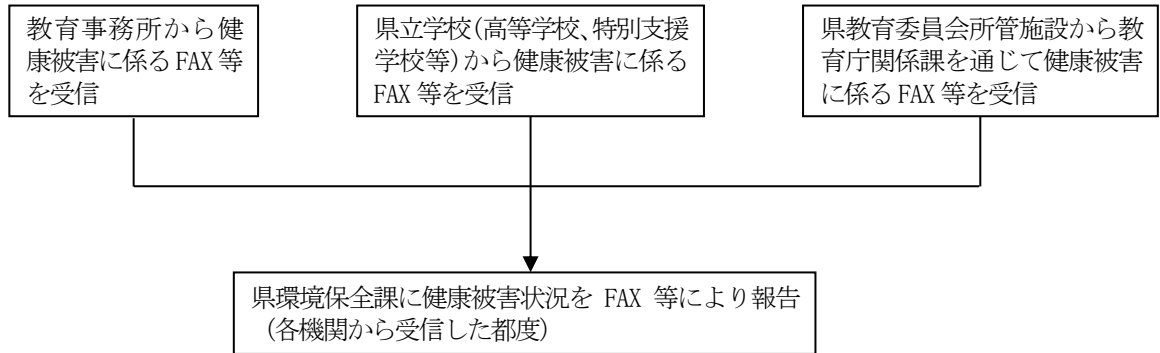
(5) 教育委員会関係

(5-1) 教育政策課

① 関係機関への通知、周知



② 児童・生徒等の健康被害発生の把握、報告

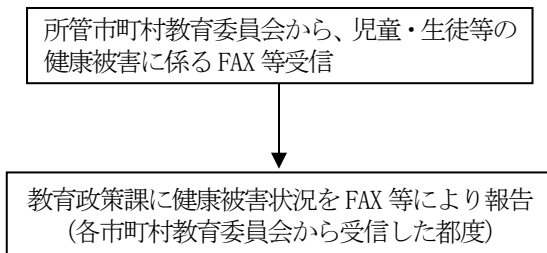


(5-2) 教育事務所

① 教育政策課からの通知受信

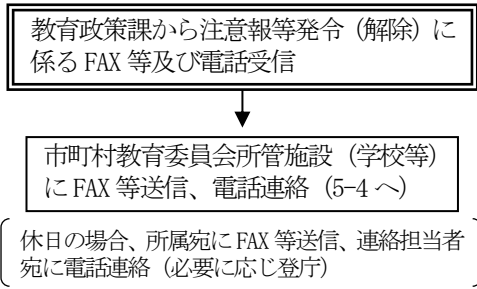


② 所管市町村教育委員会に係る児童・生徒等の健康被害発生の把握、報告

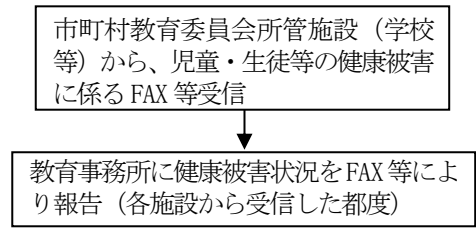


(5-3) 市町村教育委員会

- ① 市町村教育委員会所管施設（学校、幼稚園等）への通知、周知

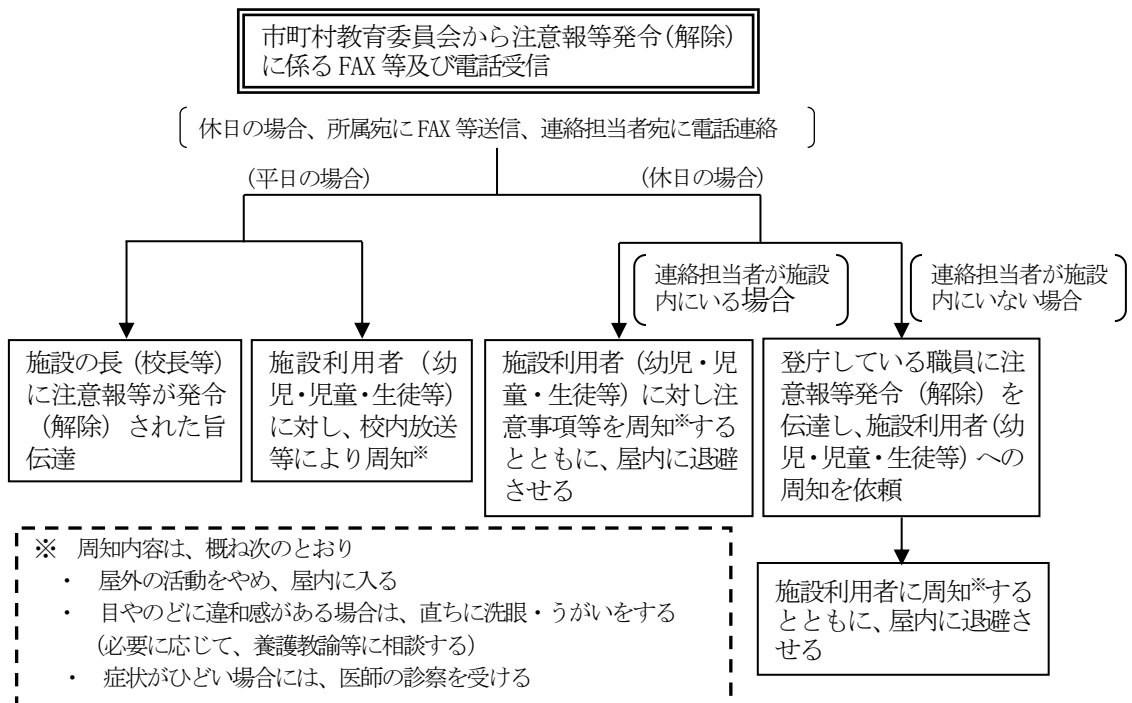


- ② 市町村教育委員会所管施設（学校、幼稚園等）に係る施設利用者（児童・生徒等）の健康被害発生 の把握、報告

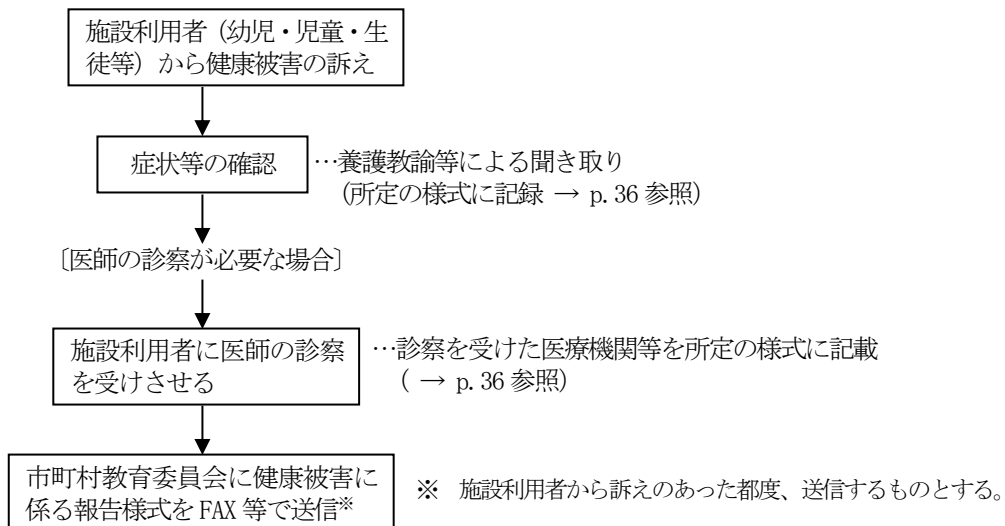


(5-4) 市町村教育委員会所管施設（学校、幼稚園等）

- ① 施設利用者等（幼児・児童・生徒等）に対する周知

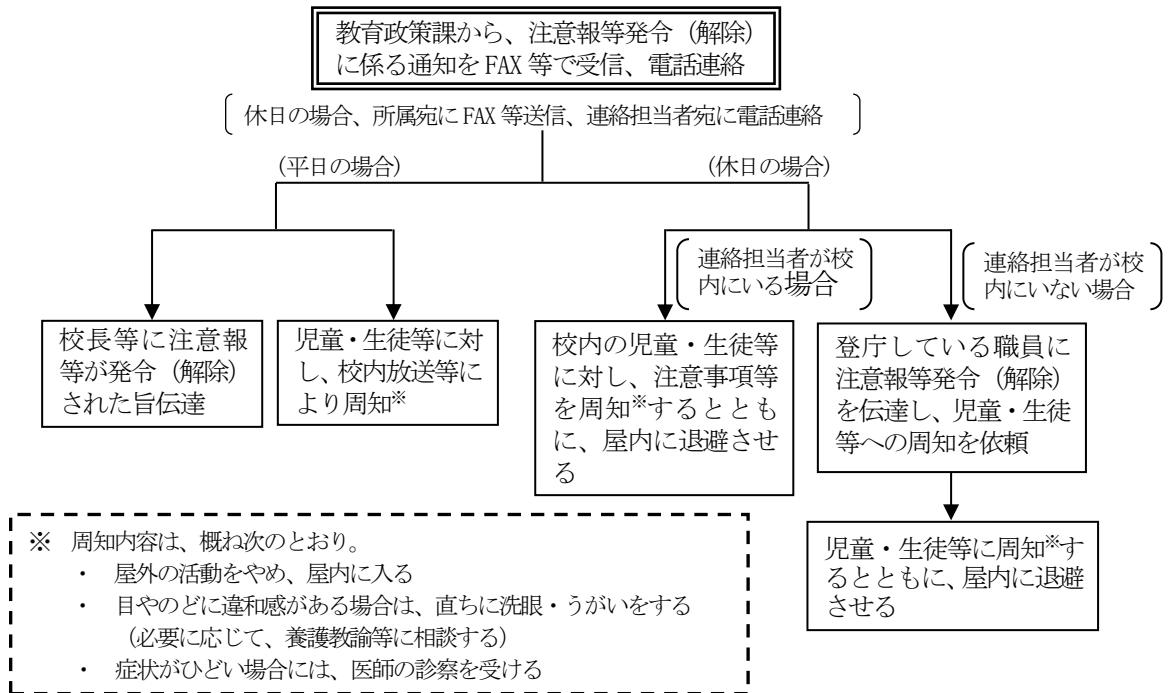


- ② 施設利用者（幼児・児童・生徒等）に係る健康被害発生 の把握、報告

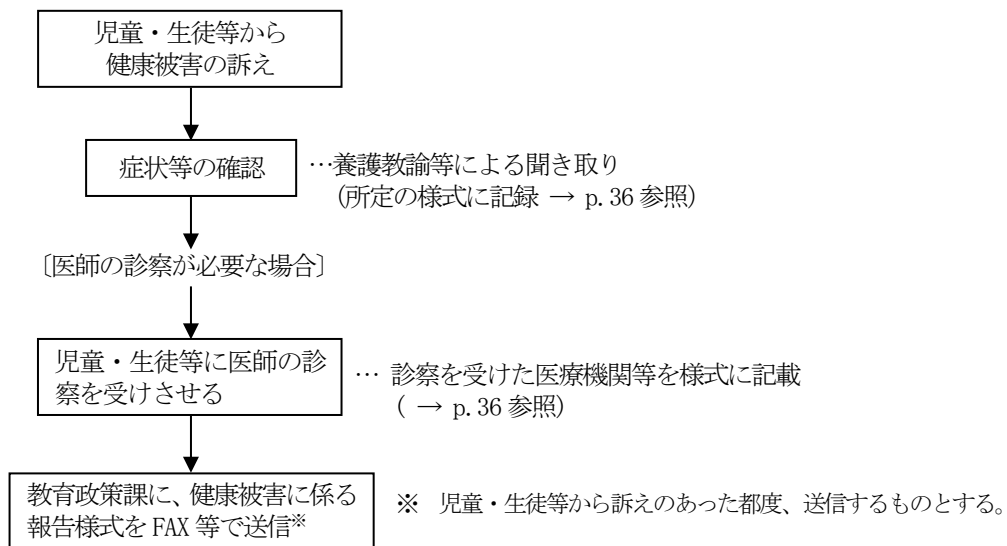


(5-5) 県立学校（中学校、高等学校、特別支援学校）

① 校内の児童・生徒等に対する周知

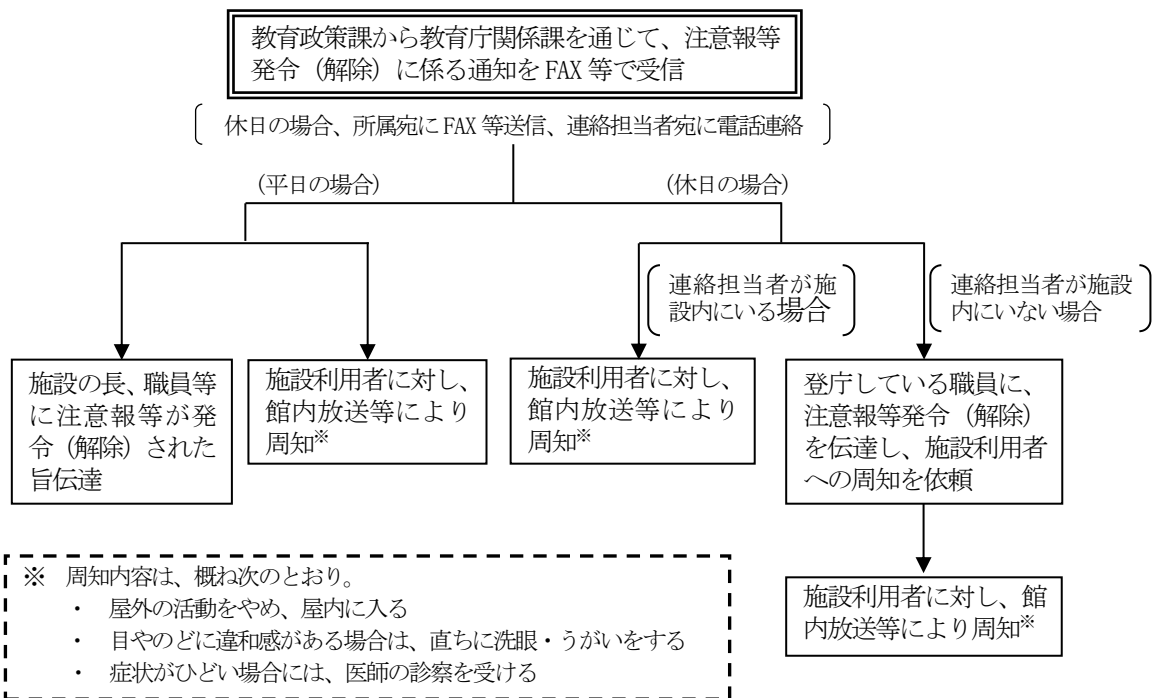


② 校内の児童・生徒等に係る健康被害発生の把握、報告

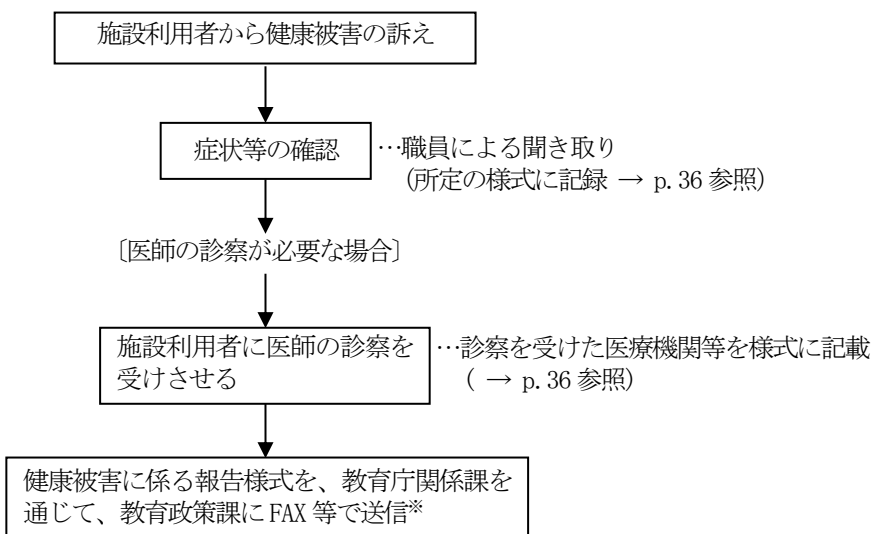


(5-6) 県教育委員会所管施設

① 施設利用者等に対する周知



② 施設利用者に係る健康被害発生の把握、報告

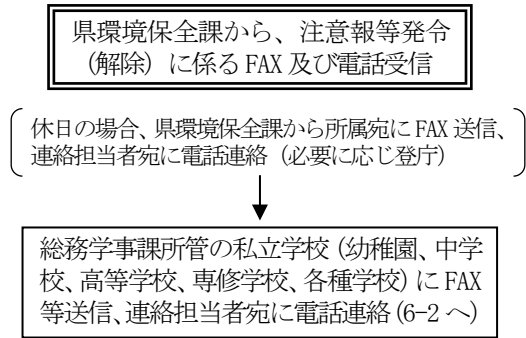


※ 施設利用者から訴えのあった都度、送信するものとする。

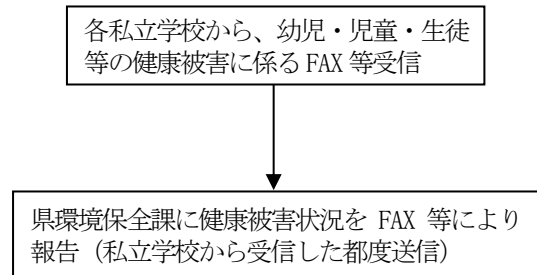
(6) 私立学校関係

(6-1) 総務学事課

① 関係機関への通知、周知

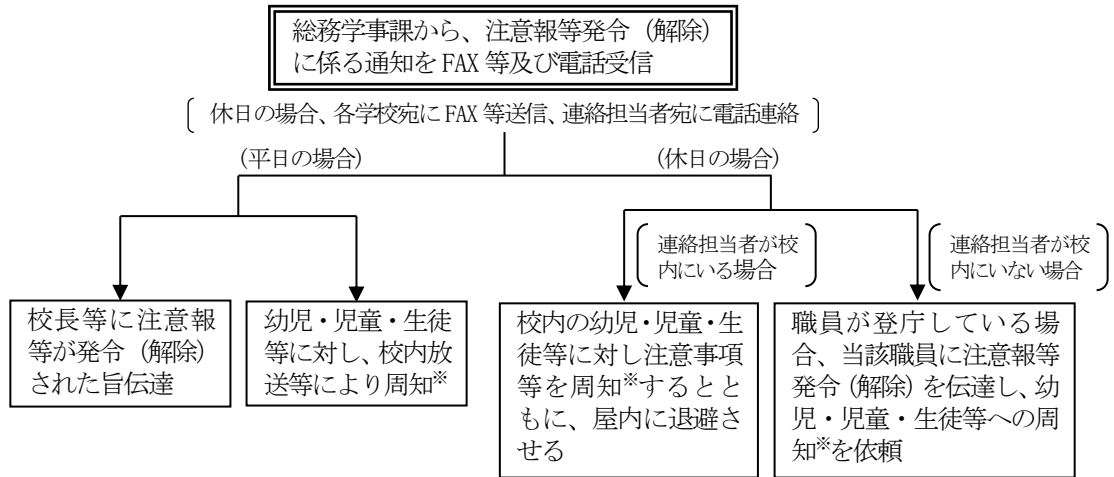


② 幼児・児童・生徒等の健康被害発生の把握・報告



(6-2) 私立学校（幼稚園、中学校、高等学校、専修学校、各種学校）

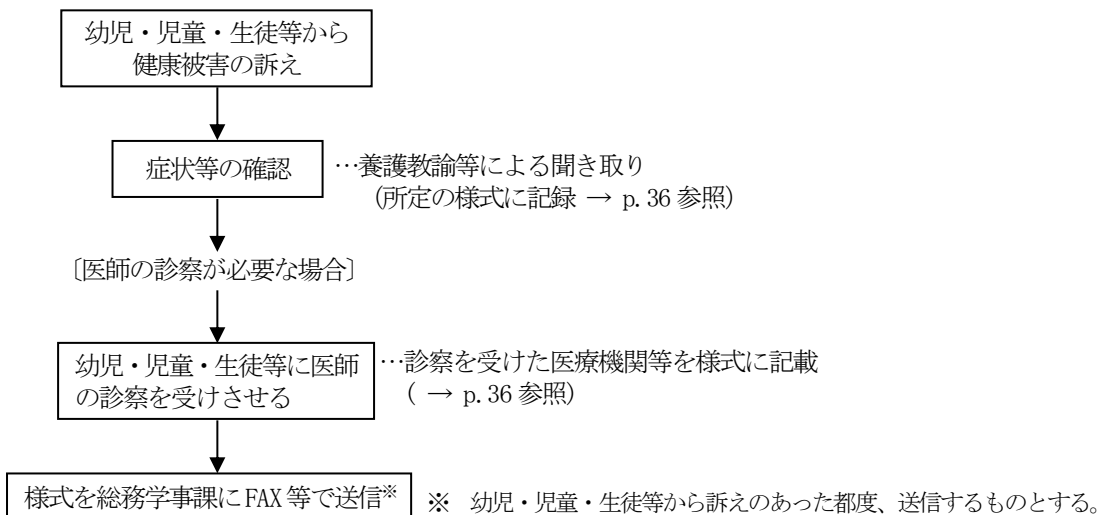
① 施設校内の幼児、児童、生徒等に対する周知



※ 周知内容は、概ね次のとおり

- ・ 屋外の活動をやめ、屋内に入る
- ・ 目やのどに違和感がある場合は、直ちに洗眼・うがいをする (必要に応じて、養護教諭等に相談する)
- ・ 症状がひどい場合には、医師の診察を受ける

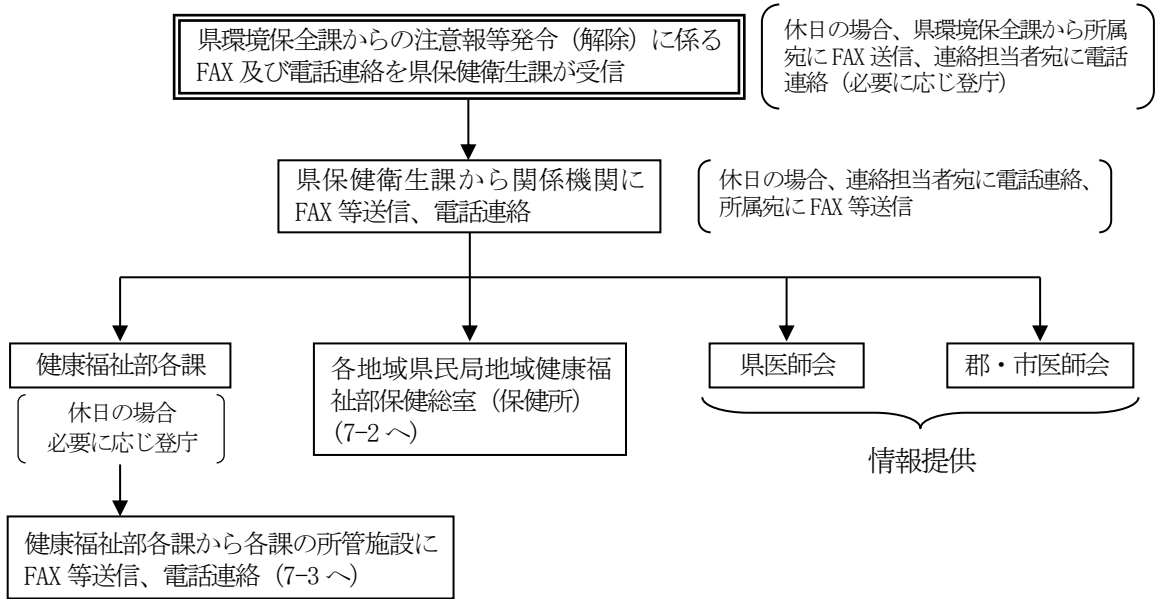
② 校内の幼児・児童・生徒等に係る健康被害発生の把握、報告



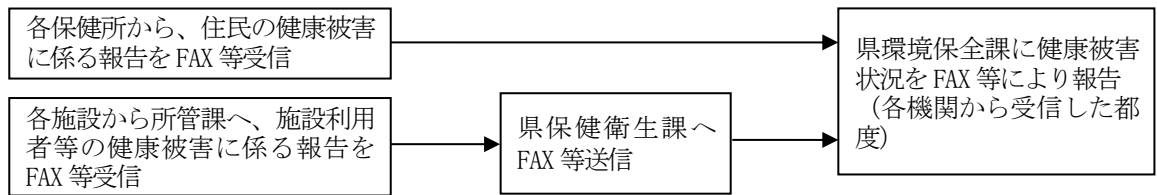
(7) 健康福祉部関係

(7-1) 県庁内健康福祉部内

① 関係機関への通知、周知

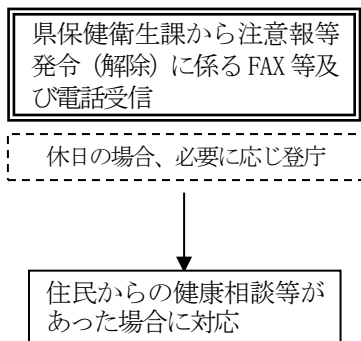


② 住民等の健康被害発生の把握、報告

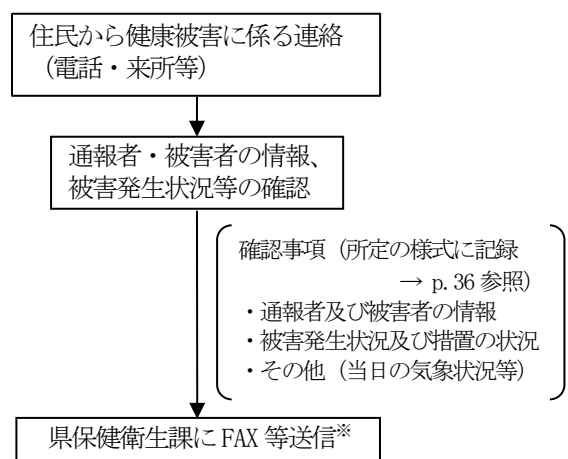


(7-2) 地域県民局地域健康福祉部保健総室（保健所）

① 注意報等発令（解除）に係る通知受信



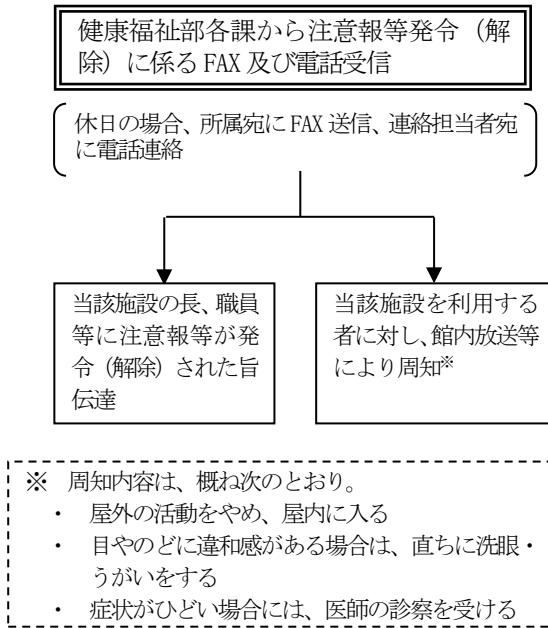
② 被害状況の把握・報告



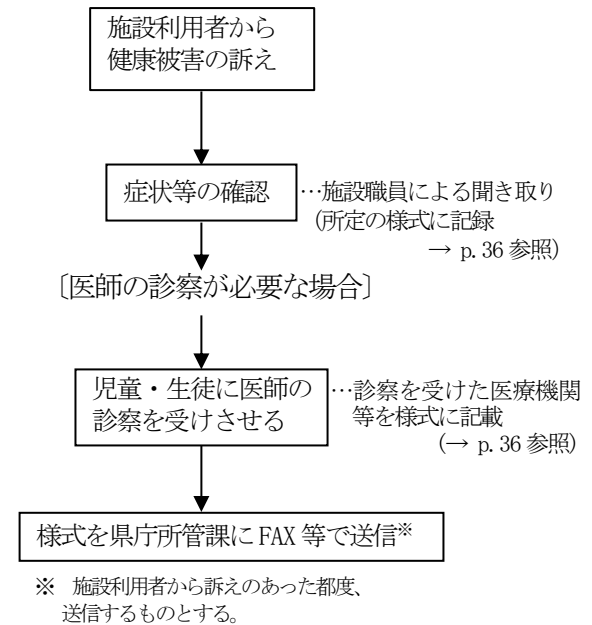
※ 住民から連絡のあった都度、送信するものとする。

(7-3) 健康福祉部所管施設

① 注意報等発令（解除）に係る通知受信



② 施設利用者に係る健康被害発生の把握、報告

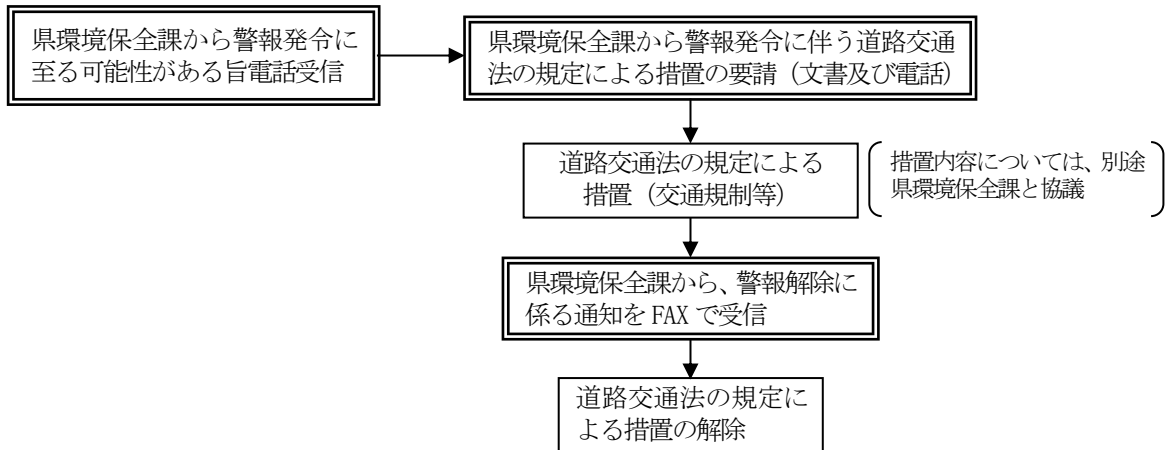


(8) 県公安委員会（警察本部交通規制課）

① 注意報等受信（自動車排出ガス以外の原因の場合）



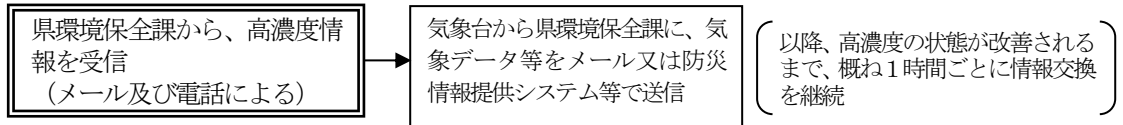
② 道路交通法の規定による措置（自動車排出ガスが原因と考えられる場合）



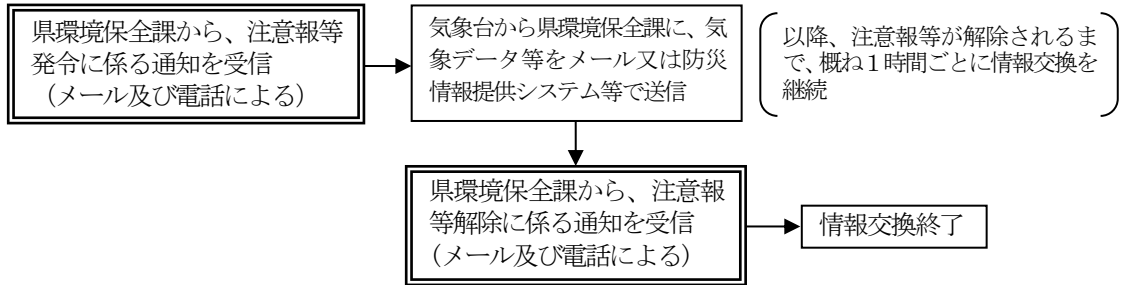
(9) 青森地方気象台

① 情報交換

ア 高濃度観測時（注意報等発令基準濃度に到達する前の状態）

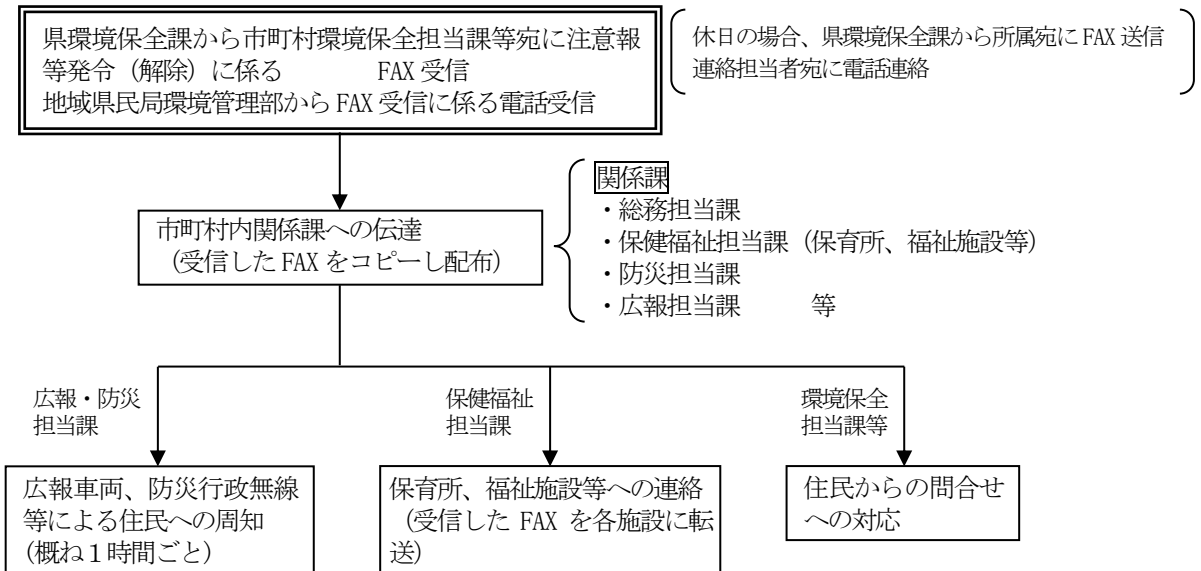


イ 注意報等発令（解除）時



(10) 市町村（環境保全担当課等）

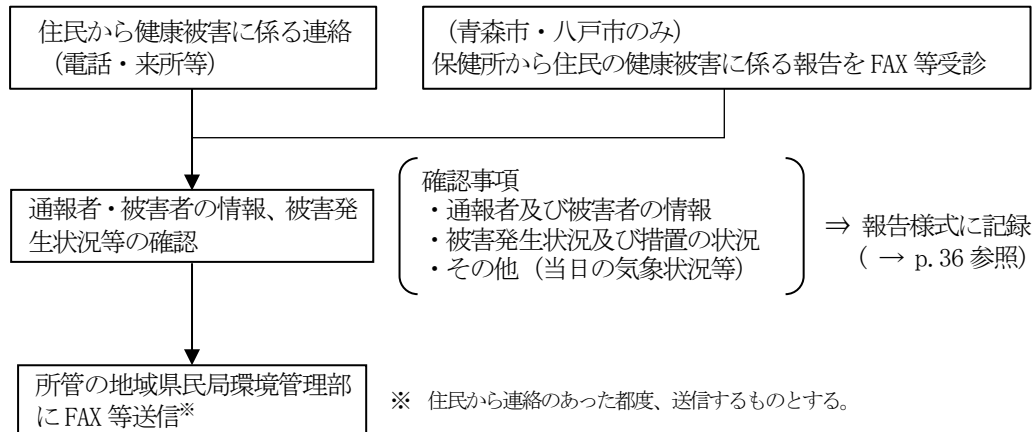
① 関係各課への連絡、住民に対する注意報等発令・解除の周知



(備考)

- ・周知内容については「6. 住民に対する広報例（オキシダント用）」 [p. 24] 参照
- ・住民からの問合せについては「7. 住民等からの問合せに対する回答例（オキシダント用）」 [p. 26～29] を参照

② 健康被害状況の確認



6. 住民に対する広報例（オキシダント用）

(1) 市町村

段 階	広 報 内 容
注 意 報 発 令	<p>青森県から、本日〇〇時〇〇分、□□市（町・村）にオキシダント注意報が発令されました。</p> <p>市民（町民・村民）のみなさんは、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 屋外での作業や運動は避け、すみやかに建物の中に入ってください。また、窓を閉め、屋外にはなるべく出ないようにしてください。 ・ 不必要な自動車の使用は、なるべく控えてください。 ・ 目やのどに刺激を感じたときは、目を洗い、うがいをしてください。症状がひどいときは、医師の診断を受けてください。また、市役所（役場）または最寄りの保健所にお知らせください。 ・ 今後の情報にご注意ください。 <p>みなさんの御協力をお願いします。</p>
警 報 発 令	<p>本日、青森県から□□市（町・村）に発令されていた、オキシダント注意報は、〇〇時〇〇分にオキシダント警報に切り替わりました。</p> <p>市民（町民・村民）のみなさんは、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ ただちに建物の中に入り、窓を閉めてください。 ・ できるだけ自動車の使用をやめてください。 ・ 目やのどに刺激を感じたときは、目を洗い、うがいをしてください。症状がひどいときは、医師の診断を受けてください。また、市役所（役場）または最寄りの保健所にお知らせください。 ・ 今後の情報にご注意ください。 <p>みなさんの御協力をお願いします。</p>
発 令 解 除	<p>青森県から、□□市（町・村）に発令されていた、オキシダント注意報（警報）は、〇〇時〇〇分に解除されました。</p> <p>御協力ありがとうございました。</p>

※ 注意報等発令時は、概ね1時間ごとに防災行政無線、広報車等により住民への周知を行う。

※ □□市（町・村）は適宜修正すること。

(2) 報道機関（ラジオ、テレビ）

段 階	広 報 内 容
注 意 報 発 令	<p>青森県から、大気汚染の注意報発令についてお知らせします。</p> <p>今日〇〇時〇〇分、青森県は、□□市（郡・町・村）に、オキシダント注意報を発令しました。</p> <p>対象となる地域にいらっしゃる方は、</p> <ul style="list-style-type: none">・ 屋外での作業や運動は避け、すみやかに建物の中に入ってください。また、窓を閉め、屋外にはなるべく出ないようにしてください。・ 不必要な自動車の使用は、なるべく控えてください。・ 目やのどに刺激を感じたときは、目を洗い、うがいをしてください。症状がひどいときは、医師の診断を受けてください。また、市役所（役場）または最寄りの保健所にお知らせください。・ 今後の情報にご注意ください。
警 報 発 令	<p>青森県から、大気汚染の警報発令についてお知らせします。</p> <p>青森県が□□市（郡・町・村）に発令していたオキシダント注意報は、〇〇時〇〇分にオキシダント警報に切り替わりました。</p> <p>対象となる地域にいらっしゃる方は、</p> <ul style="list-style-type: none">・ ただちに建物の中に入り、窓を閉めてください。・ できるだけ自動車の使用をやめてください。・ 目やのどに刺激を感じたときは、目を洗い、うがいをしてください。症状がひどいときは、医師の診断を受けてください。また、市役所（役場）または最寄りの保健所にお知らせください。・ 今後の情報にご注意ください。
発 令 解 除	<p>青森県から、大気汚染の注意報（警報）解除についてお知らせします。</p> <p>青森県が□□市（郡・町・村）に発令していた、オキシダント注意報（警報）は、〇〇時〇〇分に解除しました。</p>

※ □□市（郡・町・村）は適宜修正すること。

7. 住民等からの問合せに対する回答例（オキシダント用）

（現象関係）

問 オキシダントとはどのようなものか。

答 工場から排出される煙や、自動車の排出ガスに含まれている窒素酸化物（NO_x；ノックス）、揮発性の有機化合物（炭化水素など）が、太陽の紫外線を受けて化学反応を起こし、オゾン（O₃）などの「光化学オキシダント」と呼ばれる有害な物質になります。

気象条件によっては、光化学オキシダントの影響で白くもやがかかったようになり、いわゆる「光化学スモッグ」と呼ばれる状態になる場合があります。

問 オキシダントが発生しやすい条件は。

答 春から夏にかけての、日差しが強くて気温が高い、風の弱いような気象条件のときに発生しやすくなります。

問 工場からの煙や自動車排ガスの他に、オキシダント濃度が上昇する原因はあるのか。

答 詳細については、県環境保全課（017-734-9242）にお問い合わせください。

（ 近年は、大陸からの越境汚染による影響が指摘されております。
また、春先は成層圏のオゾンが低下することが知られております。 ）

（注意報等の発令関係）

問 注意報（警報）が発令されたと聞いたが、この注意報（警報）はどのようなものなのか。

答 現在発令されている注意報（警報）は、大気汚染の状況が、県が定めている注意報（警報）発令の基準を通常よりも著しく上回り、この状況が継続すると考えられたことから、県が注意報（警報）を発令したものです。

更問 大気汚染の状況が通常よりも著しいということであるが、具体的にはどのような状況なのか。

答 詳細については、県環境保全課（017-734-9242）にお問い合わせください。

（ 県では、環境大気における大気汚染物質の常時監視を行っておりますが、一部の測定局において、県が定めた注意報（警報）の発令基準濃度を上回っております。 ）

更問 注意報（警報）発令の基準は、どのように設定されているのか。

答 詳細については、県環境保全課（017-734-9242）にお問い合わせください。

（ 青森県大気汚染緊急時対策要綱により、汚染物質ごとに基準濃度を定めており、オキシダントの場合の基準濃度は、注意報が0.12 ppm、警報が0.4 ppmとなっています。
これらの濃度を上回った場合、気象条件等を考慮し、濃度が高い状態が続くと判断したときに注意報等を発令することになります。
なお、これらの基準濃度は、大気汚染防止法、大気汚染防止法施行令に規定されている値をもとに設定したものです。 ）

更問 現在の測定値はどのくらいか。

答 詳細については、県環境保全課（017-734-9242）にお問い合わせください。

測定値については、県のホームページや環境省のホームページにも掲載されています。
インターネットを使用できる方は、「そらまめくん」というキーワードで検索してみてください。

県ホームページ <http://aomori-taiki.sakura.ne.jp/kansi/realtime/>
環境省ホームページ <https://soramame.env.go.jp>

なお、測定値については速報値であり、後日修正されることがあります。

問 注意報（警報）が発令されたとき、住民は具体的にどのようなことに注意すればいいのか。

答 次のことをお願いします。

- ・ 屋外での作業や激しい運動をしないようにしてください。
- ・ すみやかに建物の中に入り、窓を閉めてください。
- ・ 自動車は、できるだけ使用しないでください。
- ・ 目やのどに痛みを感じたら、目を水道水で洗い、うがいをしてください。症状がひどいときは、医師にご相談ください。

また、このような症状があった場合は、お手数ですが市役所（役場）または最寄りの保健所にお知らせください。

(健康被害関係)

問 目がチカチカしたり、のどに痛みを感じるが、どうすればよいか？

答 大気汚染（オキシダント）の状況が悪化すると、目への刺激に関する症状（痛む、かゆい、チカチカする、充血、涙が出る）やのどに関する症状（痛む、いがらっぽい、咳が出る）、息苦しいなどの症状が現れることがあります。水道水で目を洗い、うがいをしてください。

具合がよくなるようであれば、医師にご相談ください。

また、被害の状況を確認しますので、御協力をお願いします。

(確認事項、報告様式及び記載要領については、p. 38 参照)

(被害拡大防止対策関係)

問 現在の大気汚染の状況を改善するため、何か対策を講じているのか。

答 詳細につきましては、県環境保全課（017-734-9242）にお問い合わせください。

県では、大気汚染の原因等について調査し、

- ・ 工場から排出される煙が原因と考えられる場合には、大規模工場に対して、燃料の使用量を削減するよう協力を求めるなどの対応を、
- ・ 自動車の排出ガスが原因と考えられる場合は、自動車を使用する人やドライバーに対して、自動車をなるべく使用しないよう呼びかけを、行うこととしております。

資 料 編

I 關係様式記載要領等

II 關係法令

I 関係様式記載要領等

① 注意報・警報発令

○本様式は、注意報等の発令時における県環境保全課から関係機関への通知文である。

○注意報等の発令区分（大気汚染物質の種類、注意報・警報の別）、発令日時、発令対象区域等を記載するとともに、注意報等発令時の留意点を示す。

（ばい煙に起因すると考えられる場合、又は自動車排出ガスに起因すると考えられる場合はその旨併せて記載する）

関係機関各位

発令する大気汚染物質の種類及び注意報・警報の別を○で囲む
(又は該当する項目のみ記載)

青森県

硫黄酸化物
 浮遊粒子状物質
 一酸化炭素
 二酸化窒素
 オキシダント

注意報

警報

←

発令

発令時刻を記載

○で囲んだ項目を転記

令和 5年 4月 1日

発令日を記載

11時00分、オキシダント注意報を発令しました。
 ついては、地域住民及び事業者に対して、下記の【発令時の留意点】について周知くださるようお願いいたします。

【発令の状況】

発令区域	〇〇市、〇〇郡
測定値 (測定局名)	オキシダント 0.125 ppm (〇〇測定局 (〇〇市 (町・村)))
発令基準	オキシダント注意報 0.12ppm オキシダント警報 0.40ppm

オキシダント注意報・警報の発令区域以外においても、オキシダント濃度が高くなることが想定されることから、注意をお願いします。

【発令時の留意点】

1 住民の方

(2) 目がチカチカする、喉が痛くなる等の症状がある場合は、直ちに洗眼・うがいをしてください。症状がひどい場合は、医師の診察を受けてください。また、最寄りの保健所、市町村等にお知らせください。

(1) 屋外での作業や運動は避け、速やかに建物の中に入ってください。また、なるべく窓を閉め、屋外に出ないようにしてください。

(3) 自動車の不要不急の運転は自粛してください。

2 事業者等※

(1) ばい煙を排出する事業者は、燃料使用量を削減する等、大気汚染物質の排出量の削減に協力してください。

~~(2) 揮発性有機化合物を排出する事業者は、使用量の削減に協力してください。~~

~~(3) 自動車の使用者等は、発令地域を走行しないよう協力してください。~~

発令時刻直近の項目・測定値、基準値を記載

注意報等の発令に係る測定局名及びその所在地を記載

オキシダント注意報(警報)発令時のみ記載

該当するもののみ記載 (不要な項目を削除)

担当	青森県環境生活部環境保全課 電話：017-734-9242
----	----------------------------------

② 緊急時協定締結者に対する協力依頼

- 本様式は、緊急時協定締結者に対し、硫黄酸化物の排出量又は燃料使用量の削減を要請するものである。
- 緊急時協定締結者への協力要請については、三八地域県民局環境管理部が行うこととし、原則としてFAXで通知し、併せて電話連絡を行う。
- 硫黄酸化物の排出量又は燃料の使用量の削減量については、要綱に定める措置、緊急時協定締結者から提出される実施計画書の内容等をもとに設定する。

(参考) 要綱に定める措置

注意報発令項目	要求内容（講ずべき措置内容）
硫黄酸化物	硫黄酸化物の排出量を通常の排出量の30%程度削減 (1時間値で0.5ppm以上の汚染状態が2時間以上継続した場合で、気象条件からみてその状態が継続すると認められるときは、硫黄酸化物の排出量を通常の排出量の50%程度削減)
二酸化窒素 オキシダント	燃料の使用量を通常の使用量の20%程度以上削減し、又はそれと同程度の効果のある窒素酸化物排出低減対策をとる

緊急時協定締結者各位

青森県

硫黄酸化物
二酸化窒素
オキシダント

注意報 発令

発令時刻を記載

○で困った項目を転記

令和 5年 4月 1日

発令日を記載

11時30分、オキシダント注意報を発令しました。

については、「青森県八戸地区大気汚染緊急時等の措置に関する協定書」第2条第1項に基づき、硫黄酸化物の排出量・燃料の使用量を通常の（排出量・使用量）の20パーセント程度削減してください。

【発令の状況】

発令区域	八戸市
測定値 (測定局)	オキシダント 0.132 ppm (〇〇測定局 (八戸市))
発令基準	オキシダント注意報 0.12ppm オキシダント警報 0.40ppm

(硫黄酸化物の場合)
「硫黄酸化物の排出量」及び「排出量」を選択
(二酸化窒素・オキシダントの場合)
「燃料の使用量」及び「使用量」を選択

発令地域、測定値等を記載

担

三八地域県民局環境管理部

当

電話：0178-27-5111 (代)

③ 緊急時協定締結者、ばい煙排出者及び揮発性有機化合物排出者に対する削減命令

(1) 硫黄酸化物

- 本様式は、緊急時協定締結者又はばい煙排出者に対し、硫黄酸化物排出量の削減について命令する際に使用するものである。
- 命令については、緊急時協定締結者に対しては三八地域県民局環境管理部が、ばい煙排出者に対しては当該排出者の所在する地域県民局環境管理部が、地域県民局長名で文書により行う。ただし、緊急時においては、直ちに硫黄酸化物排出量の削減等の措置を講ずる必要があることから、命令対象者に対し、命令内容をFAX又は電話により連絡するものとする。
- 硫黄酸化物の排出量（削減量）については、要綱に定める措置、緊急時協定締結者から提出される実施計画書の内容等をもとに設定するものとする。

(参考) 要綱に定める措置

警報発令項目	命令内容（講ずべき措置内容）
硫黄酸化物	硫黄酸化物の排出量をその許容排出量の80%程度以上削減、施設の使用制限、その他必要な措置

達第 10号

(住所) 八戸市大字〇〇字△△×-×
(氏名・名称) △△△株式会社

測定局が複数ある場合、測定値は最大値を記載する。

八戸市の硫黄酸化物濃度の1時間値が0.8ppmとなり、大気汚染防止法（昭和43年法律第97号）第23条の規定に基づき、硫黄酸化物警報を発令したので、同条第2項の規定により、次のとおりばい煙発生施設から排出するばい煙量の削減を命ずる。

令和 5年 4月 1日

三八 地域県民局長

- 1 ばい煙発生施設の所在地
八戸市大字〇〇字△△□-□
- 2 ばい煙発生施設の名称
△△炉1号～3号
- 3 硫黄酸化物の排出量の削減
許容排出量の80パーセント以上削減すること
- 4 硫黄酸化物の排出量を削減する期間
硫黄酸化物の排出量の削減を命じた日から硫黄酸化物警報を解除した日まで

教 示

この処分について不服があるときは、この処分のあったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、知事に対して審査請求をすることができる。

処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日から起算して6月以内に、県を被告として（知事が被告の代表者になる。）、提起することができる。ただし、処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に審査請求を行った場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に提起しなければならないこととされている。

・法人の場合、本社の所在地、社名を記載
・個人の場合、住所・氏名を記載

環境管理部を所管する地域県民局を記載

燃料使用量の削減内容を記載

原則として、命令する期間を明示する

(2) 浮遊粒子状物質、二酸化窒素及びオキシダント（ばい煙排出者）

- 本様式は、ばい煙排出者等に対し、浮遊粒子状物質、二酸化窒素又はオキシダントの削減に必要な措置等を命令する際に使用するものである。
- 命令については、緊急時協定締結者に対しては三八地域県民局環境管理部が、ばい煙排出者に対しては当該排出者の所在する地域県民局環境管理部が、地域県民局長名で文書により行う。ただし、緊急時においては、直ちに燃料使用量の削減等の措置を講ずる必要があることから、命令対象者に対し、命令内容をFAX又は電話により連絡するものとする。
- 燃料使用量については、要綱に定める措置、緊急時協定締結者から提出される実施計画書の内容等をもとに設定するものとする。

(参考) 要綱に定める措置

警報発令項目	命令内容（講ずべき措置内容）
浮遊粒子状物質	燃料使用量を通常の40%程度以上削減し、又はそれと同程度の効果のある浮遊粒子状物質排出低減対策をとること、ばい煙発生施設の使用を制限すること、その他必要な措置をとるべきこと
二酸化窒素 オキシダント	燃料使用量を通常の40%程度以上削減し、又はそれと同程度の効果のある窒素酸化物排出低減対策をとること、ばい煙発生施設の使用を制限すること、その他必要な措置をとるべきこと

達第 13号

測定局が複数ある場合、測定値は最大値を記載する。

(住所) ○○市△△×丁目▽▽
(氏名・名称) 株式会社□□□□

○○町のオキシダント濃度の1時間値が0.47ppmとなり、大気汚染防止法（昭和43年法律第97号）第23条の規定に基づき、オキシダント警報を発令したので、同条第2項の規定により、次のとおりばい煙発生施設の燃料の使用量の削減を命ずる。

令和 5年 4月 1日

命令年月日を記載

○○ 地域県民局長

1 ばい煙発生施設の所在地
○○町大字▽▽字□□×-×

2 ばい煙発生施設の名称
○○炉1号

3 燃料の使用量の削減
通常の使用量の40パーセント程度以上削減すること

4 燃料の使用量を削減する期間
燃料の使用量の削減を命じたときからオキシダント警報を解除したときまで

教 示

この処分について不服があるときは、この処分のあったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、知事に対して審査請求をすることができる。

処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日から起算して6月以内に、県を被告として（知事が被告の代表者になる。）、提起することができる。ただし、処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に審査請求を行った場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に提起しなければならないこととされている。

- ・法人の場合、本社の所在地、社名を記載
- ・個人の場合、住所・氏名を記載
- 環境管理部を所管する地域県民局を記載
- 対象とするばい煙発生施設をすべて記載
- 燃料使用量の削減内容を記載
- 原則として、命令する期間を明示する

(3) 浮遊粒子状物質及びオキシダント（揮発性有機化合物排出者）

○本様式は、揮発性有機化合物排出者に対し、浮遊粒子状物質又はオキシダントの削減に必要な措置等を命令する際に使用するものである。

○命令については、当該排出者の所在する地域県民局環境管理部が、地域県民局長名で文書により行う。ただし、緊急時においては、直ちに揮発性有機化合物の使用制限等の措置を講ずる必要があることから、命令対象者に対し、命令内容をFAX又は電話により連絡するものとする。

(参考) 要綱に定める措置

警報発令項目	命令内容（講ずべき措置内容）
浮遊粒子状物質 オキシダント	揮発性有機化合物排出施設の使用を制限すること、その他必要な措置をとるべきこと

達第 13号

測定局が複数ある場合、測定値は最大値を記載する。

〇〇市のオキシダント濃度の1時間値が0.41ppmとなり、大気汚染防止法（昭和43年法律第97号）第23条の規定に基づき、オキシダント警報を発令したので、同条第2項の規定により、次のとおり揮発性有機化合物の使用の制限を命ずる。

令和 5年 4月 1日

命令年月日を記載

〇〇地域県民局長

- 1 揮発性有機化合物排出施設の所在地
〇〇市大字▽▽字□□×-×
- 2 揮発性有機化合物排出施設の名称
〇〇乾燥施設1号
- 3 揮発性有機化合物の使用を制限する期間
燃料の使用量の削減を命じたときからオキシダント警報を解除したときまで

教 示

この処分について不服があるときは、この処分のあったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、知事に対して審査請求をすることができる。

処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日から起算して6月以内に、県を被告として（知事が被告の代表者になる。）、提起することができる。ただし、処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に審査請求を行った場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に提起しなければならないこととされている。

(住所)
(氏名・名称) 〇〇市△△×丁目▽-▽
株式会社□□□□

・法人の場合、本社の所在地、社名を記載
・個人の場合、住所・氏名を記載

環境管理部を所管する地域県民局を記載

対象とする揮発性有機化合物排出施設をすべて記載

原則として、命令する期間を明示する

④ 自動車の規制についての公安委員会への要請

- 本様式は、警報発令が自動車の排出ガスに起因することが明らかな場合に、知事（県環境保全課）から県公安委員会（警察本部交通規制課）に対し、道路交通法上の措置（自動車の交通規制等）に係る要請を行う際に使用するものである。
- 具体的な措置内容については、汚染の状況、他の測定局における測定値等を考慮し、交通規制課と県環境保全課が協議して定めるものとする。

青 環 保 第 〇〇〇 号 令 和 5 年 4 月 1 日					
青森県公安委員会 殿					
青森県知事 〇〇 〇〇					
自動車の運行規制について（要請）					
〇〇市に4月 1日 13時30分、オキシダン/警報を発令したので、大気汚染防止法第23条第2項の規定に基づき、道路交通法第110条の2の規定による交通の規制を要請します。					
記					
1 発令区域及び周辺の汚染の状態	発令区域、警報発令基準を上回った地点における測定値等を記載				
2 自動車排出ガスに起因していると認める理由		自動車の排出ガスに起因すると判断した理由を記載			
3 汚染の状態が継続すると認める理由			自動車の排出ガスに起因する汚染の状態が継続すると判断した理由を記載		
<table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"><tr><td style="padding: 5px;">担</td><td style="padding: 5px;">青森県環境生活部環境保全課</td></tr><tr><td style="padding: 5px;">当</td><td style="padding: 5px;">電話：017-734-9242</td></tr></table>		担	青森県環境生活部環境保全課	当	電話：017-734-9242
担	青森県環境生活部環境保全課				
当	電話：017-734-9242				

⑤ 注意報等解除

- 本様式は、注意報（警報）を解除したときの通知文である。
- 注意報等の解除発令区分（大気汚染物質の種類、注意報・警報の別）、解除日時、解除区域等を記載する。
- 警報発令に伴い、ばい煙排出者に対し発令期間を明示せずに措置の命令を行った場合には、本様式をもって当該命令を解除したものとみなす。

青森県 オキシダント注意報 解除		
発令していた地域をすべて記載	令和 5年 4月 1日	発令していた注意報等の区分を示す
<p>さきには〇〇市及び▽▽▽郡に発令していましたオキシダント注意報は、大気の汚染状況が回復しましたので、16時30分解除しました。 ご協力ありがとうございました。</p>		
担 当	青森県環境生活部環境保全課 電話：017-734-9242	

⑥ 様式2 大気汚染による被害発生状況調査票

- 本様式は、関係機関において大気汚染により被害を受けた旨の通報を受理した際に、通報者からの聞き取りによる被害状況等の記録に使用する。
- 本様式に記載の上、FAX 等により所定の機関に報告する。

大気汚染による被害発生状況調査票					
1 通報受理者					
受理機関	〇〇町△△課	受理者名	〇〇 〇〇		
受理日時	令和 5年 4月 1日 14時30分	受理方法	☑電話・来所・()		
2 通報者・被害者					
通報者	氏名(名称)	□□ □□			
	住所(所在地)	〇〇町大字△△字△△2-2			
被害者	被害者数	3 名			
	氏名、年齢、性別	別紙のとおり () 男・女			
	住所、連絡先	別紙のとおり (TEL - -)			
3 被害発生状況・措置					
1	発生日時	令和 5年4月 1日 13時45分～ 時 分			
2	発生場所	〇〇町大字△△字□□2-2 〇〇小学校校庭			
3	症状を感じた時の状況	屋内(窓開・窓閉) ☑屋外(☑運動中) 作業中・歩行中・その他()			
4	主要症状 (25名中 被害者 3名)	症 状	男	女	計
		①目がチカチカする・痛い	1 名	2 名	3 名
		②涙が出る	1 名	1 名	2 名
		③咳が出る	名	名	名
		④のどが痛い	1 名	1 名	2 名
		⑤息苦しい	名	名	名
		⑥吐き気がする	名	名	名
		⑦頭痛	名	名	名
		⑧めまい	名	名	名
		⑨手足のしびれ	名	名	名
		⑩その他の症状()	名	名	名
5	処 置	①洗眼	3 名	④医師の手当て	名
		②うがい	2 名	⑤入院	名
		③休息・安静	名	⑥その他()	名
医療機関名					
4 その他の情報					
○当日の気象状況		天候 (☑晴れ) 曇り・雨・) 風 (強・☑弱) やや有り・無風・) もや (☑有り) 無し) 臭い (刺激臭・ 臭・☑なし)			
○植物の被害		無し・有り(種類、状況) (☑不明)			
○その他					

(別紙) 被害者情報

氏 名	性別	年 齢	住 所	連絡先電話番号
×× ××	男・女	10歳	〇〇町大字△△字□□11-1	0171-11-2222
△△ △△	男・女	8歳	〇〇町大字△△字□□22-2	0171-33-4444
□□ □□	男・女	8歳	〇〇町□□1丁目2-3	0171-55-6666

II 関係法令

○大気汚染防止法（抄）（昭和43年6月10日法律第97号）

（緊急時の措置）

第23条 都道府県知事は、大気の汚染が著しくなり、人の健康又は生活環境に係る被害が生ずるおそれがある場合として政令で定める場合に該当する事態が発生したときは、その事態を一般に周知させるとともに、ばい煙を排出する者、揮発性有機化合物を排出し、若しくは飛散させる者又は自動車の使用者若しくは運転者であつて、当該大気の汚染をさらに著しくするおそれがあると認められるものに対し、ばい煙の排出量若しくは揮発性有機化合物の排出量若しくは飛散の量の減少又は自動車の運行の自主的制限について協力を求めなければならない。

2 都道府県知事は、気象状況の影響により大気の汚染が急激に著しくなり、人の健康又は生活環境に重大な被害が生ずる場合として政令で定める場合に該当する事態が発生したときは、当該事態がばい煙又は揮発性有機化合物に起因する場合にあつては、環境省令で定めるところにより、ばい煙排出者又は揮発性有機化合物排出者に対し、ばい煙量若しくはばい煙濃度又は揮発性有機化合物濃度の減少、ばい煙発生施設又は揮発性有機化合物排出施設の使用の制限その他必要な措置をとるべきことを命じ、当該事態が自動車排出ガスに起因する場合にあつては、都道府県公安委員会に対し、道路交通法の規定による措置をとるべきことを要請するものとする。

○大気汚染防止法施行令（抄）（昭和43年11月30日政令第329号）

（緊急時）

第11条 法第23条第1項の政令で定める場合は、別表第5の上欄に掲げる物質について、それぞれ、同表の中欄に掲げる場合に該当し、かつ、気象条件からみて当該大気の汚染の状態が継続すると認められるときとする。

2 法第23条第2項の政令で定める場合は、別表第5の上欄に掲げる物質について、それぞれ、同表の下欄に掲げる場合に該当し、かつ、気象条件からみて当該大気の汚染の状態が継続すると認められるときとする。

別表第5（第11条関係）

硫黄酸化物	一 大気中における含有率の1時間値(次項を除き、以下単に「1時間値」という。)百万分の0.2以上である大気汚染の状態が3時間継続した場合 二 1時間値百万分の0.3以上である大気汚染の状態が2時間継続した場合 三 1時間値百万分の0.5以上である大気汚染の状態になった場合 四 1時間値の48時間平均値百万分の0.15以上である大気汚染の状態になった場合	一 1時間値百万分の0.5以上である大気汚染の状態が3時間継続した場合 二 1時間値百万分の0.7以上である大気汚染の状態が2時間継続した場合
浮遊粒子状物質	大気中における量の1時間値が1立方メートルにつき2.0ミリグラム以上である大気汚染の状態が2時間継続した場合	大気中における量の1時間値が1立方メートルにつき3.0ミリグラム以上である大気汚染の状態が3時間継続した場合
一酸化炭素	1時間値百万分の30以上である大気汚染の状態になった場合	1時間値百万分の50以上である大気汚染の状態になった場合

二酸化窒素	1時間値百万分の0.5以上である大気汚染の状態になった場合	1時間値百万分の1以上である大気汚染の状態になった場合
オキシダント	1時間値百万分の0.12以上である大気汚染の状態になった場合	1時間値百万分の0.4以上である大気汚染の状態になった場合
備考 この表に規定する1時間値の算定に関し必要な事項並びに浮遊粒子状物質及びオキシダントの範囲は、環境省令で定める。		

○**大気汚染防止法施行規則**（抄）（昭和46年6月22日厚生省・通商産業省令第1号）

（緊急時）

第17条 法第23条第2項の規定によるばい煙排出者又は揮発性有機化合物排出者に対する命令は、大気汚染の状況、気象状況の影響、ばい煙発生施設又は揮発性有機化合物排出施設の種類及び規模等を勘案して当該措置が必要と認められる地域及びばい煙排出者又は揮発性有機化合物排出者の範囲を定め行うものとする。

- 2 前項の命令は、当該命令の内容その他必要な事項を記載した文書により、当該ばい煙排出者又は揮発性有機化合物排出者に対して行うものとする。ただし、文書により行うことが著しく困難であると認められるときは、電話その他の電気通信設備を使用して行うことができる。
- 3 前項ただし書の方法により命令する場合にあつては、併せて当該ばい煙排出者又は揮発性有機化合物排出者が当該命令の有無及びその内容を確認できる方法を講じ、かつ、伝達しなければならない。
- 4 前二項の規定は、第1項の命令が緊急時の措置をとるべき期限を明示せずに行われた場合における当該命令の解除について準用する。

第18条 令別表第5の備考の環境省令で定める1時間値の算定は、次の各号に掲げる物質について、それぞれ当該各号に掲げる測定器を用いて、大気を連続して一時間吸引して行うものとする。

- 一 硫黄酸化物 溶液導電率法又は紫外線蛍光法による硫黄酸化物測定器
 - 二 浮遊粒子状物質 光散乱法、圧電天びん法又はベータ線吸収法による浮遊粒子状物質濃度測定器
 - 三 一酸化炭素 非分散形赤外分析計法による一酸化炭素測定器
 - 四 二酸化窒素 ザルツマン試薬を用いた吸光光度法又はオゾンを用いた化学発光法による二酸化窒素測定器
 - 五 オキシダント 日本工業規格B7957に定める濃度の中性^{りん}酸^塩緩衝^{よう}沃化カリウム溶液を用いた吸光光度法若しくは電量法によるオキシダント測定器であつて日本産業規格B7957に定める方法により校正を行つたもの又は紫外線吸収法若しくはエチレンを用いた化学発光法によるオゾン測定器
- 2 令別表第5の備考の環境省令で定める浮遊粒子状物質の範囲は、大気中の浮遊粒子状物質であつて、その粒径がおおむね10マイクロメートル以下であるものとする。
 - 3 令別表第5の備考の環境省令で定めるオキシダントの範囲は、大気中のオゾン、パーオキシアシルナイトレートその他沃化カリウムと反応して沃素を遊離させる酸化性物質とする。

○道路交通法（抄）（昭和35年6月25日法律第105号）

（公安委員会の交通規制）

第4条 都道府県公安委員会（以下「公安委員会」という。）は、道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図り、又は交通公害その他の道路の交通に起因する障害を防止するため必要があると認めるときは、政令で定めるところにより、信号機又は道路標識等を設置し、及び管理して、交通整理、歩行者又は車両等の通行の禁止その他の道路における交通の規制をすることができる。この場合において、緊急を要するため道路標識等を設置するいとまがないとき、その他道路標識等による交通の規制をすることが困難であると認めるときは、公安委員会は、その管理に属する都道府県警察の警察官の現場における指示により、道路標識等の設置及び管理による交通の規制に相当する交通の規制をすることができる。

- 2 前項の規定による交通の規制は、区域、道路の区間又は場所を定めて行なう。この場合において、その規制は、対象を限定し、又は適用される日若しくは時間を限定して行なうことができる。
- 3 公安委員会は、環状交差点（車両の通行の用に供する部分が環状の交差点であつて、道路標識等により車両が当該部分を右回りに通行すべきことが指定されているものをいう。以下同じ。）以外の交通の頻繁な交差点その他交通の危険を防止するために必要と認められる場所には、信号機を設置するように努めなければならない。
- 4 信号機の表示する信号の意味その他信号機について必要な事項は、政令で定める。
- 5 道路標識等の種類、様式、設置場所その他道路標識等について必要な事項は、内閣府令・国土交通省令で定める。

（特定の交通の規制等の手続）

第110条の2 公安委員会は、大気汚染防止法（昭和43年法律第97号）第21条第1項若しくは第23条第2項、騒音規制法（昭和43年法律第98号）第17条第1項又は振動規制法（昭和51年法律第64号）第16条第1項の要請があつた場合その他交通公害が発生したことを知つた場合において、必要があると認めるときは、当該交通公害の防止に関し第4条第1項の規定によりその権限に属する事務を行なうものとする。この場合において、必要があると認めるときは、都道府県知事その他関係地方公共団体の長に対し、当該交通公害に関する資料の提供を求めることができる。